

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 30 年 12 月 19 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 3 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、松田副委員長、中村 (岩雄)・高橋 (龍)・高野・ 前田各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、高野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

○委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について、報告いたします。

初めに、平成30年広域連合議会第2回定例会が10月25日に開催され、議案としまして、平成30年度一般会計補正予算、それから平成29年度一般会計歳入歳出決算認定及び職員懲戒審査委員会委員の選任についてが上程されまして、可決、認定及び同意されました。

中身についてですが、まず、平成30年度一般会計補正予算につきましては、平成29年度決算に伴う市町村負担金の精算金を北しりべし廃棄物処理広域連合運営資金基金へ積み立てるため、歳入、歳出とも6,557万7,000円を増額したものであります。

次に、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入合計17億882万1,500円に対して、歳出合計16億4,324万3,994円で、歳入、歳出差引額6,557万7,506円を、全額翌年度に繰り越しをしたものでございます。

次に、職員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、広域連合職員の任用解除に伴う後任職員を選任するものであります。

次に、広域連合事務局長の報告事項であります。ごみ処理施設の運転状況について、平成29年度及び平成30年度の4月から8月までの実績の報告がありました。

まず、平成29年度実績についてですが、配付しました平成29年度処理施設の運転状況等に係る関係資料の1ページをごらんください。

ごみ焼却施設につきましては、搬入量が3万9,668トンで、前年度と比較しまして1.2%の減。焼却量は4万605トンで、7.6%の増となっております。

次に、2ページのリサイクルプラザにつきましては、搬入量は、不燃ごみが2,562トン、粗大ごみが2,166トン、資源物が3,323トンであり、前年度と比較しまして、不燃ごみが2.4%の減、粗大ごみが0.3%の減、資源物は1.1%の減となっております。

次に、3ページから5ページまでの環境監視項目につきましては、排ガス、排水など、全ての項目において管理値を満たしております。

次に、今年度の4月から8月までについてですが、配付しました平成30年度処理施設の運転状況等に係る関係資料の1ページをごらんください。

ごみ焼却施設につきましては、搬入量が1万7,044トンで、前年度と比較しまして1.3%の減、焼却量は1万7,325トンで、4.8%の減となっております。

次に、2ページのリサイクルプラザにつきましては、搬入量は、不燃ごみが1,218トン、粗大ごみが1,133トン、資源物が1,416トンで、前年同期と比較しますと、不燃ごみは3.0%減、粗大ごみは9.1%増、資源物は0.3%増となっております。

次に、3ページから4ページまでの環境監視項目につきましては、排ガス、排水など、全ての項目において管理値を満たしております。

○委員長

「旧し尿処理場の屋根破損について」

○（生活環境）清掃事業所長

旧し尿処理場の屋根破損について、今年各定例会の当常任委員会で報告させていただきましたが、その後の対応等について報告いたします。

まず、破損した 2、3 次処理施設の残った屋根と一部の壁の撤去及び J R 函館本線海側に設置している海水取水ポンプの建屋撤去工事につきましては、現在、現場での撤去作業が既に終了しており、今後は、書類審査及び完工検定を行う予定です。

次に、北海道旅客鉄道株式会社に与えた損害に対する賠償額につきましては、本件に係る賠償額として 543 万 9,048 円の提示があり、この金額について、10 月 25 日に開催されました、小樽市市有財産等評価委員会で承認を得まして、同額を今定例会議案第 8 号として提出しております。

今後につきましては、今定例会にて承認をいただき、北海道旅客鉄道株式会社と示談に向けて所定の手続を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

第 2 回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

お手元の資料、北海道後期高齢者医療広域連合についてをごらんください。

平成 30 年第 2 回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会が、平成 30 年 11 月 7 日に会期 1 日間で開かれまして、件名及び議決結果は、1 ページ目の表のとおりとなっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、各議案の概要について説明いたします。

まず、議案第 8 号平成 29 年度の一般会計決算認定についてですが、歳入、歳出の総額は表のとおりとなっております。差引額の 1 億 9,807 万 5,000 円は、30 年度におきまして、市町村事務費負担金と国庫支出金の精算に充てられております。

次に、議案第 9 号平成 29 年度の後期高齢者医療会計の決算認定についてです。歳入、歳出の総額は表のとおりとなっております。差引額の 231 億 8,572 万 7,000 円は、国庫支出金等の精算の財源となりまして、精算後の剰余金 42 億 6,137 万 8,000 円は、運営安定化基金に積み立てられております。

議案第 10 号平成 30 年度一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、前年度決算の確定に伴いまして、市町村事務費負担金収入を減額するほか、国庫支出金の精算に伴う返還金の増額を行うものでございます。

議案第 11 号平成 30 年度の後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）につきましては、前年度決算の確定に伴いまして、市町村、支払基金等の療養給付費負担金を減額いたしましたほか、国庫支出金などの精算に伴う返還金の増額をするとともに、議案第 9 号のところで説明しましたとおり、剰余金を運営安定化基金に積み立てるものでございます。

議案第 12 号の専決処分の承認につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴いまして、後期高齢者医療に関する条例の引用条項の条ずれを修正する必要が生じたので、8 月 1 日付で、専決処分条例改正を行ったことについて承認を求めたものでございます。

○委員長

「小樽市自殺対策計画（素案）について」

○（保健所）健康増進課長

小樽市自殺対策計画の素案がまとまりましたので、その内容について報告いたします。

この素案は、関係機関等で構成する小樽市自殺対策協議会と、庁内関係部署で構成する小樽市自殺対策推進会議の御意見を伺いながら素案をまとめたもので、ポイントを絞って説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

「1 計画の背景」としまして、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、関係機関が自殺対策を総合的かつ効果的に進めるために策定するものです。

「2 計画の位置づけ」ですが、自殺対策基本法に基づき策定する市町村自殺対策計画となります。

「3 計画の期間」につきましては、小樽市健康増進計画の期間と整合性を図るため、平成31年度から4年間といたします。

「4 小樽市の自殺の現状」について説明します。

小樽市における自殺者数は減少傾向にあり、平成28年は14人です。資料中段の図に示しておりますとおり、人口10万人当たりで自殺者数を見た自殺死亡率でお示ししますと、11.4となり、全国、北海道より低い値となっております。ただ、自殺死亡率につきましては、実際の人数が少ないため、1人、2人の違いで大きく数値が変動することを考慮し、単年度で見るとはならず複数年度で見ることとし、平成25年から27年の3年間の平均であります18.1を小樽市の自殺死亡率の現状値とします。

「5 数値目標」ですが、自殺死亡率について、平成31年からの4年間で18.1を15.3以下とすることとします。国は、平成27年から約10年間で現状値から30%以上減少させ、自殺死亡率を13.0以下とすることを掲げていることから、小樽市においても、計画策定後10年後には国の目標値に近づけるよう取り組みを推進していくこととします。

「6 推進体制」につきましては、関係機関等で構成する小樽市自殺対策協議会と庁内関係部署で構成します小樽市自殺対策推進会議において協議を行いながら、自殺対策を総合的に推進します。

最後に、下段の「7 施策の体系」です。国は、自殺対策計画の策定に当たり、全ての自治体において実施することが望ましいとされる基本施策を5点挙げています。小樽市においては、五つの基本施策と、本市の実態を踏まえて重点的に取り組む課題としてまとめた三つを重点施策として、自殺対策の取り組みを推進してまいります。

また、小樽市において実施されている事業について、自殺対策として推進していくため、自殺対策の視点を加えて、生きる支援関連施策として整理するとともに、関係機関が実施している取り組みとの連携を図ることにより、「生きるを支え合うまち小樽」の実現を目指していきます。

この後、年明け1月中にパブリックコメントを実施し、また、協議会の御意見等も踏まえ、必要な修正を行った上で、平成31年第1回定例会の当委員会で成案を報告したいと考えております。

## ○委員長

「小樽市夜間急病センターの診療時間変更について」

## ○（保健所）保健総務課長

小樽市夜間急病センター診療時間の変更についてでございます。

小樽市夜間急病センターの診療時間について、土曜日の診療時間が午後6時から翌日の午前9時までであったものを、平成31年4月から、午後2時から翌日の午前9時までに変更するものでございます。ただし、土曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である日及び1月3日である日は除きます。

これに伴い、小樽市夜間急病センター条例第4条「診療時間」について改正を行うため、今定例会に議案を提出しているものであります。

経緯ですが、現在、在宅当番医制として実施しております土曜、日曜、祝日、年末年始の市内医療機関の当番による初期救急医療体制について、平成29年9月に小樽市医師会から診療体制の見直しについて申し入れがあり、協議の結果、一部見直しを行うこととし、平成31年度から土曜午後の診療を夜間急病センターで実施することとなったものです。運営は、夜間急病センターの指定管理業務に含めて指定管理者が行うものであります。

なお、在宅当番医制につきましては、日曜、休日、年末年始は現行どおり、午前 9 時から午後 6 時までの診療の実施を継続することとなります。土曜日が休日、年末年始に当たるときは、この時間帯での当番医による診療となります。

#### ○委員長

「新小樽市立病院改革プラン評価報告書について」

#### ○（病院）経営企画課長

新小樽市立病院改革プラン評価報告書【平成29年度】版について報告いたします。

本評価報告書は、新小樽市立病院改革プランにおいて、外部委員を含む評価委員会を設置し、毎年度の決算とあわせて、本プランの取り組み状況の点検、評価、公表を行うとしているもので、本プラン計画初年度である平成29年度の評価について、本年 7 月 2 日に第 1 回評価委員会を開催し、本年度は計 4 回の委員会を経て、去る 10 月 30 日に、評価委員会委員長より、小樽市病院事業管理者へ本報告書が手交されたものであります。

まず、報告書の 1 ページには、目次のほか、4 回の委員会開催日や配付資料名を記載しております。

2 ページは、本報告の目的と評価の方法を記載しております。

3 ページから 7 ページが項目別評価となっており、8 ページから 9 ページが今後実現すべき課題として、委員会からの提言となっております。

また、次ページ以降には、委員会資料を添付しております。

今回の評価報告書において、項目別評価では、A から E までの 5 段階評価のうち、評価 A の「目標を十分達成した」が 3 項目、評価 B の「目標はおおむね達成した」が 4 項目、評価 C の「目標に向け取り組んでいるが、目標は達成できていない」が 1 項目となっており、評価 D の「目標達成と大きく乖離している」と、評価 E の「取組がなされていない」はありませんでした。

病院局といたしましては、評価内容や各提言等について、病院内各関係部門が協力し、できる限りの取り組みを行い、改革プランの実現に向け努力してまいりたいと考えております。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、立憲・市民連合、公明党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

---

#### ○前田委員

##### ◎風疹について

初めに、風疹についてお聞きします。

本年 7 月に、関東地方を中心に、風疹の患者数が増加しているとの報道もありました。本市でも、今月、風疹患者が 10 年ぶりに確認されたと報道がなされております。

東京オリンピック開催まで 2 年を切る中で、自民党中央本部あるいは道連も、自民党として率先して風疹撲滅に取り組むことを機関決定したことを受けまして、本市の取り組みについて、何点かお伺いしていきます。

それで、まず、全国的には現状 30 代、40 代、50 代男性の風疹患者がふえているようではありますが、本市の発生状況はどのような状況になっているのかについてお聞かせください。

#### ○（保健所）山谷主幹

本市におきます風疹の発生状況のお尋ねでございますが、さかのぼりますと、2008 年に 1 名の発生がございましたが、以降、発生がなく経過しておりました。

それで、現在の公になっている人数といたしましては、12 月 9 日までにまず一人の発生がございました。それか

ら、今週の金曜日ぐらいに公表になりますが、その後、12月10日から16日までの間に5人の発生がございました。

○前田委員

2008年に1名の方がおられて、その後、報道のとおり10年来はなかったということで、この12月9日に1名の方が風疹と診断され、12月10日から12月16日の間に5名の方が風疹と確認されたという答弁であったと思いますが、これは年代別にはどうなっていますか、この5人は。今のところは6人ですか。

○（保健所）山谷主幹

合計は現在で6名の方の発生がございましたけれども、年齢といたしましては、10代が1人、20代の方が1人、30代の方が3人、40代の方が1人ということになっております。

○前田委員

この合計6人は10代、20代、30代、40代、本当に若い方ばかりであります。風疹になって最悪の場合は、どのような症状というのか、身体的に何か異変を来すとか、何かそういうことがあるのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

症状などについては、その方によって非常にさまざまですが、この発生した6名の方につきましては、皆さんが成人ということで、発熱がやはり高くなる方がいらっしゃいましたのと、それからリンパ節の腫れが著明にあらわれたり、あと2名ほどの方ですけれども、全身の関節がかなり痛いといったような症状の方がおりました。

○前田委員

6名の方は男性のようですけれども、この男性で最悪の場合は、何か障害的なものというのには残るのですか。強くそういう風疹というのになった場合に。

○（保健所）山谷主幹

高熱などになりますと、やはりいろいろな高熱による影響が出る場合があるかとは思いますが、あとは対症療法的に対応していくので、一般的には、大人の方は重くなりやすいとは言われていますが、高熱によって何かそういう影響が出る場合があるというふうには言われています。

それから、6名の方の発生ということで報告しておりますけれども、男女構成につきましては、女性の方が1人いらっしゃって、男性の方が5名ということになっております。

○前田委員

それで、女性の方もいるということでお聞きしますが、女性が風疹に感染すると、特に妊娠された方が感染したりするとどのようなこととか、危険があるのかについてお聞かせください。

○（保健所）山谷主幹

妊娠中の方、20週以前にかかった場合には、生まれてくる子供に心臓の疾患でありますとか、難聴でありますとか、そういったような影響が出てくる場合がございます。

○前田委員

それで、妊婦が風疹になったら当然困るのですが、妊娠を希望する女性やその配偶者などに無料でこの抗体検査やワクチン接種を行うとの報道もあるのですが、これらについてはいつ周知し、どのような対応を開始するのかについてお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

ただいまの質問でございますけれども、今時点で、まず小樽市として、この風疹に対する対策として実施しているものにつきましては、風疹抗体検査というものを、今、委員がおっしゃったような妊娠を希望する女性ですとか、妊娠を希望する女性の夫ですとかパートナー、また、風疹の抗体価が低い妊婦の夫やパートナーという方々に対しては、無料で抗体検査というものを実施できるようになっております。

今回の風疹のそういうふえている部分の対策としては、つい今週の17日の月曜日に、厚生労働省が東京で自治体

との意見交換会というような会議の中で資料が配られまして、今後の風疹に関する追加対策というものが示されているといたしますか、会議の中で情報が出たところでございます。

その後、まだその会議の資料が、メールによって厚生労働省の担当者から保健所にも来たところでありまして、この部分で、今、関東ではやっている30代から50代の、当時、定期接種などがなかった方々の風疹に対する対策ということで、施策が盛り込まれているところでもあります。こちらにつきましては、今後、国の通知や動向を早目に、つかんだらすぐに対応して、来年度に入りましたら、早急にそういった部分の方々に対する抗体検査ですとか予防接種の実施を進めたいというように、今考えているところでございますけれども、具体的なそういった実施については、まだこれからということになってございます。

**○前田委員**

それで、妊婦はワクチンが接種できないと聞いているのですけれども、これは、妊婦の方々には感染予防としてどのような対応を行うのか。周知などそういう対応をとられていますか。本市としてどうですか。何か対策を考えておられますか。

**○（保健所）保健総務課長**

妊婦に対する周知というのは、先ほど言った、まず、風疹抗体検査という部分では、市の広報やホームページ、そういった広報などを通じて、そういう妊娠を希望する方ですとか妊婦の方、そういう周囲の方にも周知を続けてきたところではありますけれども、今後、こういった風疹がかなり全国的にも出てきていますので、その周知の方法についても、もう少し強化していきたいとは考えているところでもあります。

**○前田委員**

もう1問、先ほどの答弁と少し重複する中身になってしまうかと思いますが、厚生労働省は、39歳から56歳の男性を中心に免疫の有無を調べる抗体検査と罹患予防のワクチン接種を原則無料で行うとのことでありますが、本市ではどのように対応をするのか、この具体的な実施時期等を含めてお示しをいただきたいと思いますが、少し突っ込んでお聞かせください、具体的に。

**○（保健所）保健総務課長**

ただいまの質問ですけれども、まず、正式に今、国も予防接種法に関する政令の改正とか、そういったものが必要なわけで、そういった部分の通知を待つ段階ではありますが、逐一こういった資料ですとか情報については、まず実際に予防接種を行うとか、抗体検査を行う医療機関の部分もありますので、医師会には随時情報も提供して、共有していただいているところでもあります。そういった部分で、実施方法などについても、そういった関連の機関と協議しながら、具体的な検討をまだこれからするところではありますけれども、そのタイミングというか、時期につきましては、できるだけ早目にとということで考えております。

ただ、できれば年度当初から、来年度の4月からは行えればとは思っているのですが、今段階こういった通知といたしますか、情報が出てきたばかりなものですから、まだ未確定といたしますか、申しわけないのですけれども、そういった答弁になってしまいます。

**○前田委員**

しっかりと情報をとって、適切に対応していただきたいと思います。

**◎ヒグマ対策について**

それでもう1点、ヒグマ対策に関連してということでお伺いいたします。

既に項目等についてはお話をしているものもございますので、まず目撃・通報件数、出動・検証件数、検証人員の総数、捕獲出動人員の総数、収束日数の総日数、それとヒグマの捕獲頭数、装備品の調達費、出動人件費でトータルの総支出額、これを平成25年度から5年間についてお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

今、委員から御質問がありました件ですが、目撃・通報件数から総支出額まで、平成25年度から29年度までということだったのですけれども、資料をいただいていたのですが、資料を見て件数とかをつくる時間が足りなかったものですから、今ここでできないものがありますので、それについては後で、資料が何かで報告したいと思います。それで、今わかっているところだけ言いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、目撃・通報件数ですが、これについては熊を目撃したとか、あとほかに熊の足跡があった、熊のふんを見た、あと食痕があったとか、そういうような部類になりますけれども、その件数が、25年度が46件、26年度が32件、27年度が25件、28年度が32件、29年度が36件になります。

そして、この中でいえば、熊を見たということではありますが、全て熊関係ではなくて、ほかの動物、ふんを見たけれども熊ではなかったとか、足跡があったけれども熊の足跡ではなかったとか、そういったものも含まれているので、このような件数になっております。

次に、出勤・検証数になりますが、これについては、25年度が43件、26年度が30件、27年度が24件、28年度が32件、29年度が25件となっております。

続きまして、ヒグマの捕獲頭数になりますが、25年度が2頭、26年度がゼロ頭、27年度が2頭、28年度が6頭、29年度が2頭となっております。

あと、装備調達費ですが、これは25年度から29年度までなしということで、ゼロ円になります。

そして次に、出勤人件費ですが、これについては25年度が156万円、26年度が118万円、27年度が93万円、28年度が158万円、29年度が99万円となっております。

そして最後に、総支出額になりますが、これについては、先ほど言いました出勤人件費と現場代ですね、通信運搬費を含めた金額になります。総支出額は、25年度が158万1,885円、26年度が119万9,586円、27年度が95万354円、28年度が160万754円、29年度が101万5,875円です。

○前田委員

今、平成25年度から29年度まで、総支出額でいうと25年度は158万何がし、26年度は119万何がし、27年度は95万何がし、28年度は160万何がし、29年度は101万何がしと、こういうことで、人件費は158万円から95万円までの間で費用がかかっているということでありまして、市の予算というのは、これは各年度幾らになっているのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

人件費の関係、報償費になりますけれども、平成25年度から29年度まで、予算額は、報償費は10万円になっております。

○前田委員

それで、各年度は先ほども答弁いただきましたように、158万円から95万円までであるにもかかわらず、なぜこれは毎年一律の10万円という予算で、超過額はパーセントを含めて少しお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

予算額については、これは生活安全課だけではなくて、財政課との関係もありますので、そちらの関係もありますが、一応、出勤手当につきましては、超えている分については、予備費の10万円ですらない不足分については、財政課からも予備費の充用という形で、不足分についてはそういう形で支出をお願いしているところなのですけれども。

○前田委員

私はそういうことを聞いているのではなくて、毎年、前もこれからもそうだったのだらうけれども、なぜ判で押したように10万円と。それで、出ている金額は150何万円もということは、15倍も出ていることになるのでしょうか、予算額の、予算編成額の。それは、なぜそういうふうな予算づけに毎年なるのですかということを知りたい。

○（生活環境）生活安全課長

これについては、通常であれば、百何十万円とかという形で予算要求をすればいいのかもしれませんが、毎年10万円になっていまして、特にこちらからも予算要求をしていないというのが現状です。そして、財政課からも、こういう予測がつかないもの、いつヒグマが、出動できるか予測できないものについては、予備費の充用で、予備費から支出するという形でお話を聞いていますので、そういう形で対応していただいております。

○前田委員

その答弁はいいのだけれども、この後、最後に結びでお話ししようと思っておりますが、こうやってこれだけの費用がかかるにもかかわらず、毎年判で押したような10万円しか、なぜそういう予算要求をしないのかというところは、市民の安全・安心にも深くかかわってくることなのですよ、こういうことは絶対に。

そして、予備費から出せばいいのだということになると、このヒグマ対策の費用ばかりではなく、全てどこでも10万円にして、足りなくなれば予備費から出せばいいのだと、そういう発想になってしまうのですが、逆に思わぬほうに話が行っているのだけれども、なぜそのような発想で、こういう対策費10万円というふうにしてしまうのか、してしまったのかについて、お聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

これについては、従来からというか、この平成25年度以前からも予算額が10万円だったり9万円だったりしたときがあります。そして、そのたびにというか、予備費の充用という形で対応をずっとしてきたものですから、予算要求もその見合った金額というか、例えば100万円とか120万円という形ではしないで、財政課との協議もあったのですけれども、予備費の充用で賄えるという形でお話がありましたので、そういったことでやってきました。

○（生活環境）次長

出動の部分の件費、毎年10万円に対して100万円超の部分でございます。この部分に関しまして、委員の御指摘のとおりでございます。

その中で、ただ、出動回数の部分というのが全く予測されないような状況です。さまざまな通報があって出動する場合、それから、実際に捕獲にかかわる部分での出動という部分で、なかなか新年度の予算の要求に関して、日数を予測することが困難であるということでありまして最低限の報償費、それで、協議の中で支出を予備費から充用させていただくというような形での会計の処理をさせているのが実情でございます。

○前田委員

予測頭数、出沒その他を含めて予測が不可能だと。それはそうでしょう。相手には足がついていて、出てくるのか出てこないのかわからないものだ。

ただ、わかっていることは、少なくとも毎年100万円以上かかっているということなのですよ。だから、この予算をなぜ10万円に、判で押したようにこういうことにしたのか、するのかということを私は今聞いている。

中を見ていくと、費用が1.5倍とか2倍というなら話はわかるのだけれども、10倍、15倍、16倍と。それは普通はあり得ないでしょう、幾ら予備費でもそんな支出は。財政の話は、ここは違うから持つてはいけないけれども、そういう発想、考え方というのは普通はあり得ないのではないかと思います。

だから、100万円以上は黙ってかかっているわけだから、やはりそれにふさわしい予算要求を当然するし、根拠もあるわけだから、するべきではないのかと私はこう思うのです。いかがですか。

○生活環境部長

まず、事前に資料の部分でお示しいただいたのに、答弁の中で全部お示しできなかったことについて、謝罪したいと思います。申しわけございませんでした。

今回の10万円の件ですが、他人事ではないのですけれども、私もなぜ10万円なのかというのは、担当にも確認をしています。そうすると、従来どおり10万円ずっと財政課から言われていて、予備費で対応しているからいいの

だというような話でした。

ただ、それはおかしいだろうと。100万円以上かかっているし、島牧村の問題を見ても、実績のアベレージでもいから出せるのではないかということで、担当にも話をしています。財政課でも、今、話をしていきまして、平成31年度で実績として認められるか、あるいはそれ以降になるかわかりませんが、財政当局には、こういう実績に基づいて予算査定をしてくれというふうに申し立てというか、こちらからも要望をしていきたいというふうに思います。

○前田委員

それで、いみじくも今、島牧村の話も出ましたけれども、新聞でも何回か報道されていますが、この島牧村のヒグマの関係について、概要を含めてお示してください。

○（生活環境）生活安全課長

島牧村の報償費の関係ですけれども、私も北海道新聞の記事で知った内容だけになりますが、島牧村では、平成30年9月13日の道新記事になりますけれども、熊の捕獲や出動による報償金が1,156万円かかったのですが、7月末から9月までの出動ですけれども、それについて、議会の、住民の理解が得られないということで、島牧村の議会で否決されております。

もう一つが、30年11月15日の道新ですが、島牧村で臨時村議会が14日に開かれまして、村から猟友会への熊などの出動報奨金を10月30日に支払った1,115万円などを含む一般会計、専決処分を賛成少数で不承認としたというようなことが載っております。

それで、島牧村ですけれども、交付要綱で捕獲奨励金が1頭9万5,000円、出動報償費が1回3万円というふうになっております。

○前田委員

ざっくりの説明ですが。

古い話になるのですが、過去にも島牧村と同じような条件、状況で、この小樽市内においても同じようなヒグマの騒ぎがありましたよね。このときの概要と、詳細はわからないとするならば、出動人員だとか、そういったものを含めた場合、想像にもなるのだろうけれども推定、どの程度を要するような事案であったのかということをお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

今、委員からお話がありました平成10年度の件ですが、これは、10年8月15日に塩谷4丁目の畑で足跡が見つかりました。あと、同日、丸山登山道で姿を見つけたという事案がありまして、その際に、猟友会の皆さんのハンターの出動ですとか、消防分団のパトロールが実施されたり、小樽警察署でパトロールを実施、当然、看板設置や広報も実施されました。それで、8月15日から行いまして、塩谷4丁目の餌場にくくりわなを8月20日に設置しまして、その4日後、8月24日にくくりわなに捕まって、1頭が捕獲されました。

そして、その後ですけれども、それで収束しないで、8月26日に長橋小学校の裏でヒグマの姿を見たということがありまして、それからまた調査を始めまして、その際には、北海道犬による搜索が8月28日と9月5日。9月1日から9月14日まで箱わなを設置されております。あと付近で、環境部でごみ出し注意のチラシの配布。あと、長橋地区、塩谷地区、オタモイ地区の町会にもそのような配布をされております。

その中で、8月21日に市役所でも庁内連絡会議、第1回熊対策会議というのが開かれまして、その中で会議を行っております。

そして、8月26日に長橋小学校の裏で姿を見て、その2日後、8月28日に長橋小学校の裏の住宅地での足跡が最後になっていまして、その後は、出動の形跡がないという形もあって、当然ハンター、猟友会のパトロールも、先ほど8月15日からと言いましたけれども、9月12日まで29日間、延べ298名が参加されております。

そして、熊対策会議も庁内で行いまして、いろいろと体制の縮小を決定したり、9月14日には第4回熊対策会議というのが開かれまして、体制の縮小と中断を決定して、以後その付近では熊の出没はなくなったというふうになっております。

○前田委員

それで、ハンターと消防の方が出動されたということで、この件は。その合計が298人ということでもいいのですか。

○（生活環境）生活安全課長

ハンター出動が、8月15日から9月12日の29日間で、延べ298名というふうになっています。

（「消防団は」と呼ぶ者あり）

消防分団は、第8と第17消防分団になりますけれども、これは、8月27日から9月12日までの17日間で、延べ283名が出ております。

○前田委員

581人の延べ人数。この小樽市の持っている条例に照らし合わせたら、金額はどういうことになりますか。

○（生活環境）生活安全課長

先ほど言いましたハンター出動についてですが、8月15日から9月12日までで延べ298名。これに関しては……

（「いやいや、トータルでいいんだよ、分けなくて。消防団もあるでしょう。出動報酬というのがあるはずだから。無料ではなくて、有料で回ったのでしょうか、このとき」と呼ぶ者あり）

その記録がないので、それがわからないのですけれども。

（「いや、言ってあったでしょう」と呼ぶ者あり）

資料がないので。

○前田委員

そうしたら、ハンターに限ったらどういふふうになりますか。

○（生活環境）生活安全課長

ハンターに限りますと、出動費は1万円で換算しますと、298万円というふうになります。

○（生活環境）次長

報償費という部分で、小樽市のヒグマ防除要領という要領がございまして、この中で出動手当というのが規定されておまして、この防除隊の隊員が出動したときには、1日を単位として、現在では1万円というような形で設定しております。

○前田委員

別にそういうことを聞いているわけではないけれども、総費用はどの程度用意したのですかというのが質問の趣旨なので、消防団はわからないと言うから、ハンターだけでも、先ほど通信費だとか何費だとかというのがあるのでしょうか。そういうことを含めて、総費用はお幾らかかったのですかと質問しているのです。

○（生活環境）次長

そういう意味では、1日単位として出動手当が1万円という規定がございまして、延べ人数298名という形であれば、出動手当としては298万円の支出ということでございます。

○委員長

消防団は幾らかと聞いているのでしょうか。

（「消防団はわからないんでしょ」と呼ぶ者あり）

わからない。

○（生活環境）次長

大変申しわけございません。消防団に関しては、現在ではわからないというような形でございます。

○前田委員

要するに、相当なお金がかかったのですよ。猟友会だけでも300万円以上のお金がかかっていると思いますし、消防団も283人掛ける出動手当となると、また当然わかる話であって。それは、よその部署だから金額は言いませんが、五、六百万円たしかかかったのだらうと思います、大ざっぱで言うと。

そうすると、このときも恐らく10万円だったと思いますよ、予算は。五十何倍にもなったのか。

そういうような予算づけが過去にあったのだけれども、これはあれだなということで、その後いろいろな改革をされてきましたが、ここ5年間を見ても、先ほど答弁がありましたように、15倍、16倍の支出ですから、それを予備費ということは、実態にそぐわないのではないかと、私はこう思うのです。

それで、やはり少なくとも最低でも100万円は予算要求しなかったら、毎年100万円以上出ているわけですから。なぜ消極的な予算要求になってしまったのか。何かそこへしわ寄せでも来ているのかと思わざるを得ないのです。もう正々堂々と、やはり市長部局、財政課に予算要求を、私はするべきだと思うのです。どうですか。この平成31年度予算に向けて私は今質問しているのですけれども、その辺はいかがですか。

○生活環境部長

先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、10万円というのは、私も聞いてびっくりしたという部分がありまして、確かに100万円以上かかっている、150万円かかっている。平成10年のときには、金額ははっきりはわからないのですが、数百万円かかっているのだらうというふうに考えられるのかなと思います。

当然予算は、なぜ10万円なのだと私も思っていますので、31年度の予算の中で、財政課ともこの辺についてはお話をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○前田委員

そういう答弁が出たので、この後、細かいことの用意はしてありましたけれども、部長が正々堂々と自信を持って予算要求をすると、部として。であれば、私のこの質問はこれで終わりますけれども、それでよろしいですね。

○生活環境部長

財政課と、この件については十分話をしていきたいと思います。それが平成31年度で査定されるのか、32年度になるのかというのは、また別の話かと思えますけれども、原部としては、これだけの実績があるのだということで、31年度の予算の中で話をしていきたいというふうに考えています。

○前田委員

そういうことで、予算議会は第1回定例会ですが、もう3月にこの話をしたって、はっきり言って、もうかたまっている話をまた解きほぐすわけにはいきません。だから、今が大事なときなので、早目にお伝えしていただいて、そういう予算的には個々のぶれがないように、きちんと初期の、初動の、そういういろいろな作業があるわけですが、予算を見て10万円しかないから、今回は発注しないかなと、やめようかなと、黙っていようかなと、そういうふうに消極的だったのであれば、万が一のとき、ことしは塩谷にも熊が出没しましたが、あれも直線距離でいくと、住宅街と幾らも離れていないわけです。道路を曲がっていくところなるかもしれないけれども、熊はこうは歩きません。真っすぐに行ってしまいますから、あっという間に届きます。そういう状況がつい最近もあったわけですから、もう100メートルずれて前に行ったら住宅街も、島牧村のような状態が起きたわけですから、やはり予算要求は、これは実態に基づいてしっかりと要求するべきだと思います。

そういうことで、お願いしまして、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎企業主導型保育施設について

まず、企業主導型保育施設について伺いたいと思います。

現在、市内の企業主導型保育施設は何カ所ございますか。

○（福祉）こども育成課長

本市での企業主導型保育施設につきましては、現在 5 カ所設置されております。

○高野委員

現在 5 カ所ということでした。

国は、そもそもは認可並みの補助基準を設けるから、認可施設の一定の保育の質は確保はされているというようなことを言っていましたけれども、実際に立入調査が行われたときには、企業主導型の施設の 7 割が認可外の基準を満たしていない、保育士が 1 人しかいないという施設もあったことが国会の答弁とかでも明らかになっています。

企業主導型保育施設は、やはり保育の実施義務を持つ市町村が関与せず、資格を持った保育士の割合が認可施設の半分でもよいなど、保育の質の点からも問題点が指摘されています。

そこで伺いたいのですが、認可外保育施設の指導監督基準に記載されているブレスチェックですとか、お昼寝のときの子供の間隔はあけているかどうかとか、調理室と保育室の区切りがしっかりされているかどうか、こういうようなことは、本市としてもしっかり基準は守られていると考えているのか、その点はいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

これらの企業主導型保育施設につきましては、委員がおっしゃるとおり、都道府県の認可を受けずに設置できる認可外の保育施設としての位置づけとされておりまして、認可外保育施設につきましては、北海道が定める認可外保育施設指導監督基準に基づきまして、毎年少なくとも 1 回、指導監督権者であります北海道の、小樽市であれば後志総合振興局の職員の立ち入りによる指導監督が実施されております。

そこで、本市職員もあわせて立ち会いをしておりますが、これまで、これらの企業主導型保育施設の指導監督におきましては、児童の処遇ですとか、職員の配置、それから施設運営上の経理の面ですとか、そのほか、施設運営に係る安全・衛生面などでの指導監督権者からの指摘事項については、いずれの施設でも特段なかったものと確認しておりますので、この基準に基づいて、適切に、健全に運営されているものと私どもは認識しております。

○高野委員

それでは現在、小樽市内で第 3 希望までの認可保育所に入れなかった児童数というのは、12 月現在で何人いらっしゃるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

本年の 12 月 1 日現在の認可保育所ですとか認定こども園、いわゆる 2 号、3 号認定の施設ですけれども、その入所待ち児童につきましては 69 名おります。

○高野委員

69 名いるということでした。第 3 希望までも入れないという方が、こういうふうには 69 人も、12 月現在でもいらっしゃるといことです。そういうことを考えると、当然、認可外に預ける方も出てくるのではないかとこのように思います。

昨年 10 月に、ウイングベイ小樽のすこやか保育園という企業主導型の保育所ができましたけれども、わずか 1 年で、先ほど答弁がありましたが、5 カ所の企業主導型保育施設がふえているということを見ると、やはり今後、保育所がふえていく可能性があるのかというふうに考えます。

子供の発達、成長の権利を保障するということは、保護者が安心して預けられるようにするためにも、この認可外施設を、認可を希望したいという企業がれば、やはり認可に移行できるようにもすべきだと思うのですが、まず市として、先ほど、毎年 1 回指導には道と一緒に入っているということだったのですけれども、しっかりと立ち会いをして、安心・安全に預けられるようにチェックしていただきたいと思います。

◎高齢者の見守りについて

次に、高齢者の見守りについてお伺いしたいと思います。

本市は高齢化率が上昇して、今後も支援等を必要とする高齢者の方がやはりふえていくのではないかというふうに思います。そういうことを考えても、安心して住みなれた地域で暮らすためにも、高齢者の見守りというのは必要不可欠です。

市として、高齢者の見守りという観点では、どのような取り組みを現在しているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

高齢者の見守りに関する福祉部所管の取り組みといたしましては、平成21年に高齢者見守りネットワークを立ち上げまして、見守りの意識の醸成と、異変発見時のルールのお知らせを図ること、これを目標に行っております。

○（保健所）健康増進課長

保健所健康増進課では、徘徊行動により所属地不明になった高齢者を速やかに発見・保護し、さらに、保護された高齢者とその家族へのアフターケアを実施するための、小樽地域 SOS ネットワークを平成11年から設置しております。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険課では、独居高齢者等給食サービス事業、いわゆる配食サービスというものを実施してございます。

○高野委員

見守りネットワークの事業というのは、町会、近所、民生・児童委員などで見守るということだと思うのですが、これは一部の地域になっているのでしょうか。それとも小樽市内全域で行われているということなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

この見守りネットワークの構成団体ですけれども、今、高野委員がおっしゃったように、民生児童委員協議会、あと新聞販売店、宅配業者、それと連合町会、それに市の関連部署、そういったものが参画していますので、一応全市的なネットワークになっているとは言えると思います。

○高野委員

全市的になっているということでした。

それで、介護保険課では配食サービスをしているということですが、この配食サービスというのは、週何回利用できることになっているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、独居高齢者等給食サービス事業についてですが、独居高齢者世帯または高齢者のみの世帯の方に対して、配食事業やボランティアが配食サービスを行っている団体に、市として食事代の諸経費として、週に 1 回分、1 件当たり 300 円程度を委託料として支払っているものですが、利用自体は、例えば食事をつくれないうちがある場合、毎日配食サービスをやっている事業所はあるものですから、毎日利用することはできるけれども、市として助成できるのは週に 1 回だけということになっております。

○高野委員

週 1 回だけの利用だということだったのですけれども、以前、回数をふやせないのですかということ、難しいという回答はあったのですが、やはりなかなか 1 人で食事の用意とかも難しいですとか、あと、近隣に買い物できる場所がなくなっているという方もいる中で、やはり週 1 回だけではなくて、ふやすということも検討しな

ければいけないのではないのかというふうに思うのですけれども、それについてはどうお考えですか。

○（医療保険）介護保険課長

前回も答弁させていただいたのですけれども、あくまでも見守りということでありまして、今、週 1 回というふうな助成をさせていただいております。

まず、市からの助成対象は週に 1 回ですが、利用されている方の中には、御自分で食事をつくれないなどの理由から、助成対象の週 1 回のほかに、助成対象外の部分で週に何回か利用されている方もいらっしゃいまして、利用されている全ての方が週に一度の見守りということではないものであります。

また、現在、毎日配食サービスを行っている事業者もあるのですけれども、その他配食ボランティアの方々が実施をしております。今、このマンパワー不足の中で、何とか週に 1 度実施していただいている事業者もあるといったこと、それと、高齢者の見守りにつきましては、先ほど地域福祉課長、健康増進課長からも答弁がありました。さまざまな施策を組み合わせ、地域全体で高齢者を見守っていくということ、そういう方策が適当であると考えられることから総合的に考慮いたしまして、現状、回数をふやすという考えはないものでございます。

○高野委員

週 1 回はボランティアの方がもうやっているの、回数をふやすのは難しいということだったのですが、そうであれば、週 1 回ではなくもっと利用したいという人に対しては、お金がかかってくるけれども、サービス以外でできるのであれば、そういうこともやはり周知する必要もあるのではないのかというふうに思うのです。ホームページを見たりしても、そういうことは載っていませんので、そういうところも周知しなければいけないのかなと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

現在、周知方法は、広報おたるの 4 月号に、この独居高齢者等給食サービスのことについては掲載させていただいているのですけれども、今後、週に 1 度助成ということ、回数をふやすということではなくて、サービス利用が必要な方に対して、例えば地区の民生・児童委員だとか、町会の御協力をいただきながら、リーフレットを各事業所で作成しているものがありますので、それを配布してもらおうとか、そういう情報をいただくということで、さらに周知していこうというふうに考えております。

○高野委員

それでは、介護保険課とか地域福祉課も担当になるとは思うのですけれども、高齢者の見守りや安否確認をするという、新たな市としての取り組みというのは考えているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

先ほどのネットワークのほかに、実は、日本郵便株式会社、北海道新聞の小樽市内の販売所、セブニーイレブン・ジャパン、これらと高齢者の見守りに関する協定を個別に締結しております。そのほかにも、老人クラブが月 1 回から大体 2 回、同じクラブの会員宅を訪問する訪問の活動、そういったものも行っていきますので、そういう協定を結んだところとも、今後どういう連携体制をとっていけるか、考えて検討していきたいと思っております。

○高野委員

今お話はあったのですが、各自治体で、全国でもそうなのですけれども、100 を超える自治体がヤクルトの愛の訪問活動というのを実施しています。40 年ぐらい前から、ひとり暮らしの高齢者の方の安否確認などを含めた社会貢献活動として行っているみたいなのですが、道内でも幾つか行っているところがあります。

滝川市では 1 カ月の利用料が 300 円、北見市では無料。各自治体によって、料金や配達日数が違うのですけれども、本市としても検討いただけないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

見守りネットワークの構成団体に、ヤクルトは実は入っていますので、少しそういうような事例も研究しながら、

どういう形で取り込めるか、それも引き続き検討してみたいと思います。

**○高野委員**

ぜひお願いしたいと思います。いろいろなところで、やはり高齢者の方を見守る、また、安否確認というのは必要不可欠だと思いますので、お願いしたいと思います。

市内の町会などが行った2017年のアンケート調査でも、地域における生活環境で重要と考えるものに、除排雪の次に、高齢者の安否確認、見守り体制の構築については63%と高くなっていますので、やはり住民にとっても重要度の高いものとなっていますので、市として新たな取り組みなどについても検討していただきたいと思います。

**◎性的マイノリティーについて**

次に、性的マイノリティーについて、幾つかお伺いしたいと思います。

先月、神奈川県横須賀市で来年4月にパートナーシップ制度がスタートするということが出ていました。東京都渋谷区を皮切りに、ここ3年間で、札幌市を含め、全国9自治体が導入しています。

今後もパートナーシップ制度を導入するという自治体もふえるのではないかと考えるのですけれども、本市としても、市民からの要望もあるので、このパートナーシップ制度導入についても検討する必要があるのではないかと思います。その点についてはいかがですか。

**○（生活環境）男女共同参画課長**

パートナーシップ制度の導入についてですけれども、社会生活のさまざまな場面で、婚姻と同等の扱いやサービスを受けられるという点において有効であるという認識は持っております。重要なことは、マイノリティーではない人たちの意識の変化が進み、多くの人がマイノリティーを理解し、共感して、普通のことと思うような社会になっていくことが大切だと思っておりますので、まずは、社会全体が性の多様性を認めた上で、これを理解し、尊重していくことが進むよう、意識啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○高野委員**

制度よりも、まず意識啓発をしていくというような答弁だったと思います。

では、これまで市民の声を聞いたりですとか、意識啓発の取り組みについてはどのようなことを行ってきたのでしょうか。

**○（生活環境）男女共同参画課長**

これまでやってきた取り組みということですが、まず、平成29年3月発行の男女共同参画情報誌「ぱるねっ」とにおいて、LGBTの用語の説明について掲載いたしました。それから、昨年度の男女共同参画パネル展において、LGBTをテーマに、より詳しい説明や抱えている困難について紹介いたしました。パネル展終了後は、勤労女性センターに1年間、そのパネルを掲出いたしました。それから、広報おたるの29年6月号において、LGBTの用語説明と理解を促す記事を掲載いたしました。そのほか、男女共同参画推進協議会の事業ですが、LGBT当事者で、支援団体の活動もしております方との情報交換会というのを開催いたしました。

今年度におきましては、職員が札幌の当事者団体の企画、あるいはシンポジウムに参加しまして情報収集を行ったほか、この後3月に発行します男女共同参画情報紙「ぱるねっ」におきまして、LGBTに関して広く知ってほしい用語や情報、困っている問題、求められる社会の姿、相談窓口などの記事を掲載する予定でございます。

**○高野委員**

パネル展も行ったということだったので、パネル展では、アンケート調査も行ったということも聞いているのですが、どのような項目で行われたのでしょうか。

**○（生活環境）男女共同参画課長**

パネル展での感想ですが、パネルを掲示している場所にアンケート用紙を置きまして、それを箱に入れていただくという方式で行っております。

アンケートの中には、自由記載の部分と、あとは男女共同参画の用語の周知度ですとか、平等についての簡単なアンケートということで行っておりまして、その自由記載のところに書いてございました意見が、パネル展については、いつものパネル展よりも多く意見が出されておりまして、その中から御紹介いたしますと、日本ではまだ理解が進んでいないと感じます。小さな取り組みですが、こうしたパネル展は大切なことと思います。それから、個々の尊重が生かされ、個々に充実した生活を送ることができればいいと思うのと同時に、周りが理解するというのを切に願います。それから、LGBTの人は、社会生活の中でいろいろな困難にぶつかっていると思うので、多くの人にその実態を知ってもらい、社会的に、会社などに改善策を講じる必要があると思います。

こういった、結構長く書いていただいた意見ですとか、短いものでは、性的マイノリティーについていろいろと知ることができました、市が率先してこういうパネル展をやることには賛成します、LGBTという言葉の再学習するよい機会となりました、差別なくなればいいですといったような御意見もありました。それからもう一つ、最近ではテレビでオネエが有名になり、偏見も少し減っているのかもしれないが、まだカミングアウトできずに苦しんでいる人があると思うと悲しい、こういったような意見もございました。

**○高野委員**

たくさん感想が寄せられたということが今紹介されましたけれども、LGBTを知っているのかどうかという項目はあったのでしょうか、アンケートの中に。

**○（生活環境）男女共同参画課長**

その項目もございました。「あなたはLGBTという言葉を知っていましたか」という質問でしたけれども、「はい」が14名、「いいえ」が14名と同数でありました。

**○高野委員**

同数だということでした。知っている方もいましたが、知らない方も同じぐらいいたということで、いろいろとテレビ等でも報道されていますが、まだまだ周知されていないのだなということも、今回のアンケートなどでもわかりました。

今の感想にあったように、偏見がなくなればいいですとか、理解が進むようにPRしたほうがよいのではないかとということも挙げられていましたけれども、このような感想も市民から寄せられているので、今後の啓発活動については、3月にばるねっにも載せるということが言われていますが、そのほかの活動については、具体的に何か決まっているのでしょうか。

**○（生活環境）男女共同参画課長**

具体的な事業、取り組みについては、今のところ決まっているものはばるねっただけということになります。

**○高野委員**

ばるねっただけということでした。ぜひ広報、ばるねっ以外にも公共施設に、こういう困っている方がいるですとか、こういうような性についてもしっかりパンフレットを置くなど、取り組んでいただきたいと思うのですが、こういうふうに広報に載せたりするときに、体の性と心の性と、好きになる性、表現する性は違うという、四つの性についてもしっかり周知していただきたいと思いますが、それについてはいかがですか。

**○（生活環境）男女共同参画課長**

性についての多様性ということにつきましては、この次に発行するばるねっで、1ページの紙面を割きまして掲載しようと思っております。委員のおっしゃいました体の性と心の性、性的思考、それから性表現といった要素についても、その組み合わせが人それぞれであるという意味で、性の多様性ということについて載せて、周知したいと思っております。

**○高野委員**

私も、広報おたるとかばるねっとも見させていただいたのですが、その部分はやはり掲載されていなか

ったので、掲載していただきたいと思います。

そういうふうにするのも、やはり L G B T と言われている方の中でも、トランスジェンダー、性的違和感の方が一番すごく悩みが深刻だと言われています。見た目の性と戸籍の性が違えば本人確認で聞かれるなど、本人の意にかかわらず、いつ自分がカミングアウトしなければいけないという状況があって、精神的にも負担が大きくて、自殺に追い込まれるケースも多いということも聞いていますので、やはり性はいろいろあるということを、周知をしっかりとしなければいけないのかなというふうに思います。

私もこの間、いろいろな方と、当事者の方も含めてサポートしている方にいろいろと聞き取りなどもしてきました。そういう方は、やはり人生の見本になるような人が周りにいなかったり、情報がなかったりすることで、どう生きればいいのかわからないというのが一番当事者の方の悩みだとも聞きました。啓発活動に取り組んでいくということもお話があったのですが、ぜひ掲載するときには、必ず相談窓口はつけていただきたいと思います。

その点についてはぜひお願いしたいのですが、いかがですか。

#### ○（生活環境）男女共同参画課長

相談窓口の設置ということですが、今の小樽市においては、やはり男女共同参画課の女性相談室がその役割ということになると思います。ただ、この L G B T に関しては大変デリケートな問題ですので、相談内容にもよりますが、専門の相談機関であります、例えば札幌弁護士会で行っている電話相談、それから支援団体の行っている L I N E 相談といったものを紹介していきたいと思っております。

ただ、そういったときに大事なことは、相談者にとって、電話をかけるということもかなりハードルが高い行動なのかもしれないという認識を持って、できるだけその方に寄り添った対応をして、そういった支援団体につなげてまいりたいというふうに考えております。

#### ○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。私は、昨年の議会でも、これについていろいろと質問してきましたけれども、そのときに、デリケートな部分が多いから相談窓口についての工夫などをすると。ホームページでも男女共同参画課につながるような、そういうこともしていきたいというようなお話もあったのですが、そこについては、相談窓口につながるというようなことは現在されているのでしょうか。

#### ○（生活環境）男女共同参画課長

現在のところ、実際にそういった L G B T の相談というのがゼロなので、実際の事例はないのですが、もしありましたら、きちんと話を聞こうというふうには思っております。

#### ○高野委員

そういうことではなくて、例えば市のホームページでも、そういう相談をしたいというときに、検索してすぐそちらにつながるようになっているのですか。

#### ○（生活環境）男女共同参画課長

現在のホームページについては、いろいろな相談ということで、L G B T という特出しというか、項目については言葉は載せておりませんが、性についての御相談ということではお受けしている状態です。

#### ○高野委員

性についての御相談はこちらというふうにはなっているということでもよろしいのですか。

#### ○（生活環境）男女共同参画課長

性についての相談というのは、載せていないかもしれないです。D V とか女性相談というふうな大きくくりでしか載せていないということです。

#### ○高野委員

やはりそこをしっかりとしないと、いろいろな相談と言われても、あれ、これは保健所になるのかなとか、相談す

る人は困ると思うのです。なので、こういう性的マイノリティーのことは男女共同参画課に相談できるような、わかりやすい、そういうふうに項目というか、しなければいけないのかなど、相談したくてもできないというふうに思いますので、そこについてはぜひつながるように、相談ができるような体制にしていきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

委員のおっしゃるとおりに、一目見てわかるような書き方というふうに改善してまいりたいと思いますし、あと、今度のばるねつにも、相談窓口ということで、やはり載せていきたいというふうに考えますので、よろしく願いします。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。

ことし11月には、セクシャルマイノリティーのための弁護士の電話法律相談も札幌にできたりもしていますので、小樽市としてすぐに相談窓口等が難しくても、やはり支援団体にはこういうところがありますよということでもって載せて、つなげる支援にしていきたいというふうに思います。

◎後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しについて

最後になりますが、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の廃止について、何点かお伺いしたいと思います。

後期高齢者医療制度をめぐって、厚生労働省は年金収入が低い方の保険料を軽減する特例措置、これを段階的に廃止するというふうに行っているのですが、本市では、これが廃止となってしまうと、どれぐらいの方に影響が出るのか、その点は押さえていますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今、高野委員がおっしゃったのが、現時点でまだ国から正式な通知はないのですが、報道等でこのところ行われております、現在、後期高齢者医療の軽減特例で9割軽減、8.5割軽減というものが、来年10月以降、段階的に廃止される方向ということだと思っております。

今、新しい情報では、9割軽減の方につきましては、来年度10月から、介護保険料の軽減強化ですとか、年金生活者支援給付金等を支給される、それに合わせまして、本則の7割軽減とすると。そして、8.5割軽減の方につきましては、多くの方が年金生活者支援給付金等の支給がされないということから、これらの方の負担に配慮しまして、来年10月からの1年間は8.5割軽減を維持しまして、その1年後、平成32年10月から、7割軽減の本則どおりにすると、そういう方向で政府内で考えられているということでございます。

その影響を受ける人数でございますけれども、今年度の確定賦課時点の人数で申しますと、被保険者が全体で2万3,993人おりますが、均等割が9割軽減されている方は、そのうち6,934人、そして8.5割軽減の方になりますと5,003人ということになりますので、約半数の方が影響を受けるだろうというふうに考えております。

○高野委員

半数の方が影響を受けるのではないかとということですが、こういう影響を受けることについて、市としてどのように考えていますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今回の軽減特例の見直しにつきましては、後期高齢者医療制度というのが、もともと国民全体で支え合う仕組みでございますので、今後の人口構造の変化に対応していかなければならないという、その中で、公平な負担のあり方を見直しというのを改めてしなければならないというのは避けられないことなのだろうとは考えておりますが、その中でも本市としましては、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会ですとか、市長会などを通じまして、被保険者の生活に影響を及ぼすことがないようにということで、この軽減措置の継続等については、国に要望してきたところでございます。

最終的には、国が国の責任において判断するということになるので、実際に軽減特例を見直すと

ということになった場合に、被保険者の皆様が必要以上に不安に思われたり、混乱したりということがないように、丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○高野委員**

丁寧に説明するという事だったのですが、段階的に廃止してしまうことになったら、それは仕方がないのだというような認識なのでしょうか。

**○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長**

今回、国でもこの軽減の廃止、本則どおりにするという話で、当初の制度設計どおりにするという話なのですが、これは先ほども申しましたけれども、年金生活者支援給付金などが支給されるタイミングにも合わせまして、被保険者の方々の負担増にならないようにということで、配慮をしながら行うというふうに聞いております。ですので、やむを得ない部分もあるのかとは思っております。

**○高野委員**

これだけの影響が出るのにやむを得ないのかなということ、やはりないのかなというふうに思います。

後期高齢者医療制度の保険料の差し押さえ状況を見ると、この五、六年の間に、道内でも差し押さえ件数が4倍以上ふえています。小樽市でも、2017年度は貯金を差し押さえられている方も何人か出ている状況で、道内でもこうやって数年で4倍ぐらいの方が差し押さえされている状況を考えると、それだけ生活が大変になってきている状況があるのではないかと思います。その上で、高齢者が医療を安心して受けられるような、支えられたそういう制度なのだとすることも、やはり私は言えないのではないかと思います。

保険料が払えない、保険料が高くなる、負担は多くなる。それで、高齢者の安心・安全で医療を受けられる制度と本当に言うのでしょうか。

**○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長**

後期高齢者医療制度は、もともと療養給付費の半分を公費で賄いまして、4割を現役世代の支援金で賄って、残り1割を後期高齢者医療の方々の負担でということで、社会全体で支え合いながら、高齢者の方々にきちんと医療を受けていただけるように、それが持続可能な形でできるような制度として設計されているというふうに考えておりますので、現在の形が本当に完璧なのかどうかといいますと、これから国でもいろいろと検討されていくところではありますけれども、少なくとも高齢者の方々に安心して医療を受けていただくことを目標に考えて制度をつくられているものだと思います。

**○高野委員**

国がいろいろやってくると思うからということではなくて、小樽市として、これだけの方が影響を受けているということを考えれば、国に対してもっと積極的に、高齢者の方が安心して医療にかかれるように取り組むべきだということを、国の言いなりというか、そういうことではなくて、小樽市の高齢者の方を守るという立場から、しっかり国に対しても意見を言うべきではないのでしょうか。

**○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長**

もともとが国の制度ですので、なかなか市としてできることというのも限られてはいるのですが、そんな中で、これまでも市長会ですとか広域連合長の協議会、そういったことを通じまして、被保険者の負担に配慮して、きちんと医療の機会が抑制されるようなことにならないようにということで、しっかりと要請をしてきているところがございますので、今後とも引き続き、できる限りのそういった要請等の努力を続けてまいりたいと考えております。

**○高野委員**

それでは、小樽市独自として、その半分以上の方がすごく影響を受けるのではないかなというようなことがあるのですけれども、小樽市独自として、本当に生活が大変な方に対する措置というか、そういうことというのは、これから考えるということを考えているのですか。

### ○医療保険部長

繰り返しになりますが、今回 9 割軽減を本則に戻すのだということにつきましては、それだけについては負担がふえるように思いますが、先ほど課長からも答弁いたしましたとおり、年金の支援給付金が支給される。消費税の 10% 移行に伴いまして、これが支給されることになっているということ。これは法律できちんと書いてありますので、支給されることになります。

それと、それがあるので、9 割軽減の方についてはこれとの比較、考慮の中で、差額をしますと負担、これは厚生労働省の試算ですけれども、9 割軽減の方については負担増にはなりません。プラスマイナスです。といったことで、これは本則に戻らせてくださいということで、新聞発表に出ているところでございます。

それから、8.5 割軽減の方については、年金の支援給付金の対象にならないので、今年度については、まず当面、現制度の、来年ですけれども維持しますということで、影響がないようにということで、今、国で検討しているところでございます。

それから、これまで、先ほどの課長からの答弁の繰り返しになりますが、きちんとした医療制度、そういったものを維持していくために公費の投入等、きちんとした制度をと、受けやすい制度をとということで要請はしてきているところでございますので、そういったものの取り組みを行いながら、やはり医療制度ですから、各市町村でやるということではなくて全国一律の制度、これは本会議でも答弁いたしました、いわゆる国の根幹の医療制度を支えるものであれば、当然、国の制度、全国一律の制度でやるべきであるということを私は思っております。ですから、まず、国の今の当面の負担状況の配慮ぐあいと申しますか、そういったものを見ながら、またどういった形で国に要望していくのか、そういったことは検討していかなければならないと考えております。

### ○高野委員

では、消費税が 10% になったら、その支援給付金を支給したり、すごい負担にならないように国も考えているということですが、結果的に、段階的に当面はそういうことをするけれども、そのうちやらなくなりますよというのが、そもそもの国が言っていることですよ。

だから、そもそも私たちは、日本共産党としてはこの間も述べさせていただきましたが、75 歳になった途端に、家族と一緒にいる医療保険から急に切り離されて、後期高齢者医療に入らなければいけないというところで、年齢でそういった差別をしている後期高齢者医療保険料については、反対をしているわけです。

しっかり国に対しても、この間本当に改悪続きで、自己負担もふえる大変な状況になっていますので、安心して高齢者の方が医療を受けられ、保険料のことも心配しないでいいように、国に対してもしっかり働きかけていただきたいというふうに思います。

### ○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 47 分

再開 午後 3 時 03 分

### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

## ○高橋（龍）委員

### ◎子育て支援について

まず、子育てに関連しての質問をさせていただきますけれども、先般、人口減少問題研究会、つまり市と小樽商科大学との共同研究の報告書の中で、人口減対策につながる子育て支援についての重要性について明記されていたところです。子育てインフラ、子育てネットワークに基づいた支援システム、この整備が鍵となっており、具体的には、子供を連れていきやすい公園の整備、子育て世代が集まりやすい商店街、町会イベントの開催、商店街の空き店舗を活用したコミュニケーションの場を確保するなど、同様の環境にある世代が集まりやすい場の創出が必要であるというふうにされています。

それらを踏まえて質問をさせていただきますけれども、まず現在、本市において、子育て世代に対してコミュニケーション機会の創出に関する事業というのはどのようなものがあるのか、お示してください。

### ○（福祉）こども育成課長

現在、子育て世代に対しましてコミュニケーション機会の創出に関する事業はどのようなものがあるのかという御質問につきましては、福祉部といたしまして、公立の奥沢、銭函、赤岩の三つの保育所に設置しております子育て支援センターと市からの補助事業として朝里幼稚園の計4カ所におきまして、地域子育て支援事業を行っております。通常保育所などに通われていない親子が自由に集うことのできる開放の場、遊びの場を提供したり、子育てに楽しんで向かい合っていくために、いろいろなテーマで実施する子育て講座や主に保護者同士の交流や仲間づくり、情報交換の場を提供するための、びよびよくらぶですとか、すくすくひよこくらぶなどの事業を年間を通じて行っております。

そのほか、公立の子育て支援センターの保育士が市内各所の町会館を巡回しまして、親子の遊び場ですとか保護者同士の交流の場づくりに向けて広く活動をしているところでございます。

### ○高橋（龍）委員

今、御答弁いただいた中で1個だけ聞きたいのが、保育士の巡回というお話があったのですが、これはどういった活動になるのでしょうか。

### ○（福祉）こども育成課長

「げんきがまちにやってくる！」という名前で、赤岩の「風の子」ですとか、銭函にある「あそぼ」ですとか、奥沢にある「げんき」、子育て支援センターの名称ですけれども、そのセンター担当の保育士が、市内全域にわたる近隣の町会館を、例えば半日程度お借りして、そこでセンターからいろいろな子供向けのおもちゃですとか絵本ですとか、そういったものを持ち出しをして、いわゆる町会館で子育て支援センターを一時的に開設するというようなことで、銭函から塩谷、蘭島までの範囲の町会館で行っております。

### ○高橋（龍）委員

では、近くにセンターがないところでも、地元に来てやっていただいたりというようなことなのかなとわかりました。

子育て支援センターを利用する方の声として、非常にいい評価が聞こえてくるのですが、ただ、市内に3カ所あって、奥沢、銭函、赤岩の保育所の交通の便については、特に冬期間において、アクセスに若干の難があるという声があるのも事実で、逆に意外だったのは、お住まいの地域から離れたセンターにも行くという方も多いということでした。

移動を含めて外出を楽しむ方もいらっしゃると思いますけれども、バスを乗り継いだりしても遠くに連れていくというのは、やはり子供のために時間をかけても連れていきたいという思いなのかというふうにも感じております。

また、そのセンターが魅力的であるということと同時に、ニーズの高さのあらわれなのかというふうにも感じますので、その地域、いろいろなところを回ってやっていただくというのも、すごくいい取り組みかというふうにも思

っています。

そのような中で、現在、本市としてまだ行っていない施策で、子育てのニーズにそぐう効果的なものというのは、何かお考えがあるのでしょうか。

**○（福祉）こども育成課長**

現在は行っていないけれども、子育てニーズに見合った効果的な施策はどのようなものを考えているかというような質問ですが、ただいまの御質問の前段でおっしゃられた今の子育て支援センターの地理的な関係ですとか、それから御質問の冒頭で指摘いただきました小樽商科大学との共同研究の報告書、この中にも、やはりまち中での子育て支援拠点ということで、商店街などのまち中での子育て世代のコミュニケーションの場の確保などが、小樽に住むことへの満足度向上、ひいては、人口減少対策として必要ではないかといった、こういった共同研究の提言がありました。

このほか、5年前に実施いたしました子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査におきましても、市内中心部に子育てまちなか拠点スペースがあれば利用したいといった声が多くありました。

それから、市の若手職員で構成しております小樽みらい創造プロジェクトチームというのが今年度もありまして、そのテーマの一つとして商店街の空き店舗を活用した地域子育て支援拠点の開設ということについて、より具体的な提案がありました。

こうした提言ですとかニーズ調査の結果、こういった若手からの提案も踏まえまして、現状での課題整理ですとか事業化に向けまして、庁内関係部署、それから庁外の関係者とも協議を進めてまいりたいと今は考えております。

**○高橋（龍）委員**

今、御答弁をいただきました商店街の空き店舗を活用したもの、商大の報告書の中にもありましたし、今お答えいただいたところによると、みらい創造プロジェクトの中でもお話が出ているということで、やらなければいけないという課題として、皆さんが共通の認識をお持ちなのかなというふうに捉えました。

それで、今後、本市の公共施設等総合管理計画ですとか、個別の管理計画などに対して、例えば、子育ての観点から組み込みたい要望等というのは、取り入れられていく方向性なのでしょうか。具体的な部分でなくても、ある程度方向性は大枠として一致をしているものなのでしょうか。

**○（福祉）こども育成課長**

ただいま御質問にありました本市の公共施設等総合管理計画ですとか、個別の施設計画における今後の方向性につきましては、まず、当該計画が子育て支援に係る施設も含めた公共施設全体の上位計画、将来計画の位置づけであると認識しておりますので、子育て支援の観点においても、むしろそうした方向性、つまり多機能化ですとか、複合化を視野に入れた施設の再編ということをまずは念頭に置きながら、子育て支援に必要な機能を確保してまいりたいと考えております。

ただ、一方で、子育てに関するニーズに対応していくためには、こういった施設の箇所数の問題だけではなく、タイミングの問題もあるのかなというふうに考えております。

つまり、子育て世代の方々が求めるときに、いつでも身近で、手を差し伸べることができるような、実際にやっている事業のコンテンツの充実が、これからもますます求められるものと考えておりますので、公共施設等総合管理計画などももちろん念頭に置きながらも、コンテンツをどうニーズに見合うものにしていくのかということも、第一に考えて取り組んでまいりたいと考えております。

**○高橋（龍）委員**

今おっしゃっていただいたように、コンテンツの充実は非常に重要だと私も考えています。少し話はそれてしまうのですが、以前にあった組織機構改革が、結果として新設には至らなかったものの、こども未来部設置という案が出ていました。

また、昨日の予算及び基本構想特別委員会の中で佐々木委員から市長へ組織機構についての質問もなされたところです。迫市長からの御答弁の中で、組織機構については、専門性というものをキーワードにお話をされていました。また、どこまでの意味合いかというのははかりかねる部分はあるのですが、まちづくり関連の機構改革というのもお考えということでした。子育て支援関連のサービスを充実させていくためには、その専門性というものとまちづくりというもの、この話題が両方とも密接にかかわってくるものと思っております。

ここで、人口減少問題の共同研究に話を戻すのですが、子育てネットワークの構築、インフラの整備というところに関して、市役所機構の中で、枠組のあり方を検討していくべき点というのではないのでしょうか。子育て世代包括支援センター、これの開設に向けても、子育て支援室と保健所、教育委員会などができる限り、シームレスな連携を行わなければいけないというふうに考えます。

それに向けての市全体の課題認識であるとか、原課としてのお考えなどをお聞かせいただけますでしょうか。

#### ○（保健所）健康増進課長

ただいま子育て世代包括支援センター開設に向けての、今のところの市の課題であるとか、原課の考えなどということで御質問があったのですが、まず課題の認識といったところですが、子育て世代包括支援センターというものは、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うというのがキーワードになっております。

それを行うためには、ただいまお話のありました子育て支援室とか保健所、教育委員会、それだけではなくて、さまざまな機関がかかわっていかねば支えていけない、切れ目のない支援を行っていくことができないというふうには思うのですが、現状、子育て支援を行うところが子育て支援室、それで、母子保健、妊産婦の訪問でありますとか乳幼児検診であるとか、そういうのは保健所で行っているということで、必ずしも一体的に相談窓口が設置されているわけではないということで利用しやすい、市民に寄り添った形でやっているかということに関しては、少しやはり課題があるのかなというふうに思っております。

ただ、保健所におきましては、家庭訪問なども通じまして母子保健はやっていっているのですが、保健所という場所が身近な場所かといいますと、そうではなくて、市民にとってかなり敷居の高いところ、何かあったときに相談するところというような認識が強いと私は思っておりますので、子育て世帯に寄り添ってということをお考えと、利用しやすいような、そのような窓口の体制、相談支援体制というのを充実させていく必要があるというふうに思っております。

#### ○（福祉）こども福祉課長

子育て支援室におきましては、御存じのとおり子供の手当の関係、また保育所の入所の関係ということで、毎日たくさんの方がいらっしゃっております。その中で、子供の発達に対する不安とか不登校、ひきこもり、また今後離婚する予定なのだけでもということで、生活の相談などさまざまな相談を受けることがございます。

そういった中では、担当部署に引き継いだり、連携しながら対応はしておりますが、やはり市民から見ると相談先がわかりづらいとか、どこに相談したらいいかわからないというような部分で、やはりそういう一定の声があるというのも原課としては承知しておりますし、その解消が一つの課題だなというふうに考えております。

#### ○高橋（龍）委員

今、再三、財政状況が厳しさをますますと言われている中でも、厳しいからこそ、その効果的な策を講じていかなければ人口減の負のスパイラルに陥ってしまいますし、子育て世代包括支援センターもこれから本市を担う子供たちにとって、また、その子供を持つ親世代にとって重要視されているという施設ですから、時流に乗って複合化を行うなどで、ぜひ実現させていただきたいと思っております。

そこで、これから庁内でいろいろと調整が図られていくのだとは思いますが、その包括支援センターで行う業務というのは、どこまでのものを想定しているのでしょうか。理想像でもいいのですが、こんな施設にしたいという意気込みをぜひお聞かせいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

## ○（福祉）子育て支援室長

意気込みをここで力強く言って大うそつきと言われたら困りますので、でも今、私どもでいろいろこれについては考えておりますので、そういう思いも含めて、理想の姿として述べさせていただきたいと思えます。

子育て世代包括支援というのは、今、両課長からもお話ししたように、妊娠期から子供がある程度成長するまでの切れ目のない支援を、その方を優しく包み込むように、包括的に一つの場所のできるというのが理想ですので、こういう相談が1カ所で相談できて、保育士や保健師など専門の機関、専門の相談員がその場所において、相談する方がいろいろな場所に行かなくても支援機関につないで、1カ所に相談できるワンストップの場所というのが、本当に理想の姿であると思えますので、これからそういう姿に向けて、保健所や子育て支援室、また教育委員会なども巻き込みながら、庁内を横断的に考えていかなければいけないものというふうには考えております。

また、先ほど子ども育成課長からも述べましたが、やはり子育て支援センター、バスを2本乗り継いで、銭函に行ったりとか奥沢に行ったりとか、そういう母親もいらっしゃいますので、できればまち中にそういう場所があればいいというのも我々も強く思っているところですので、そういう場所に遊びものを置いて、相談もできて、おむつがえや授乳コーナーもあって、一時預かりもできてというのが、今、子育て支援室というか目指すべき姿、共同研究とか人口減対策の一端を担うものとして、安心して子供を産み、育てるというまちづくりの大きな柱になっていくものの一つであるというふうにも考えております。

それがいつということは今すぐには言えませんが、この理想を現実に向けて1歩でも近づけられるように、これから、外部のいろいろな子育ての団体の皆さんがいますので、そういう方々との意見交換も含めて、連携しながら何とか取り組んでいきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

## ○高橋（龍）委員

すごく心強いなと感じます。

先ほど来、御答弁の中でもありましたけれども、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援ということで、世代的な、年代的な切れ目のなさというのと、または横のというか、それぞれの抱える課題から、今で言うと、市役所組織と言ったら縦割りになってしまうもの、その切れ目のなさというか、横につなげるということも非常に重要なかなと感じますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思えますし、窓口のワンストップ化というところも、私としてもぜひやっていただきたいと感じています。

また、財政的なもので言うと、日本財団から支援を受けて、まち中に子育てセンターを建設したという事例もあったりですとか、ワンストップ化に関して言うと、中村誠吾議員が前に窓口の話をしていましたけれども、そのときに言っていたような、担当課に行ってもらうとかではなくて、そこに担当が来るというようなシステム構築、福祉関連で言うと、行田市がそういったような窓口をつくっているということですので、ぜひ他都市の事例も踏まえていただきまして、積極的に前に進めていただければと思います。

## ◎犬管理所について

次に、保健所の関係で犬の管理所についてです。長橋の犬管理所についてお聞きするのですが、今、全国的にも犬や猫の殺処分ゼロに向けて取り組む自治体がふえてきていまして、いい流れであるとは思いますが、その陰には、ボランティアの皆さんを初め、多くの方々のお力が非常に重要になってきているものだと推察しております。

それは本市においても例外ではなくて、暑さ、寒さに耐えながら御尽力をいただいているところと思えます。以前に当委員会においても視察に訪れましたが、その際に、備品等の不足もあるというお話もお聞きいたしました。

そこで伺いますが、本市が犬管理所の業務を団体に依頼するに当たって、どのような流れとなっているのかをまずお示しいただけますでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

まず、本市が犬管理所の業務をボランティア団体に依頼するに当たってどのような流れということですが、平成28年度より、これまで保健所と連携して収容犬管理等の活動を行っていましたがボランティア団体へ業務を委託しております。ペットの火葬及び収容犬管理と、あとは犬管理所に來所する市民への対応ということで委託しております。そういった中で、収容の流れでございますが、犬を収容するとなった場合に、この委託しております団体に連絡をいたします。連絡をした後、犬管理所に保護された犬に関しまして、その委託団体が犬のケアも含めまして犬の管理という業務を行っております。

そういうことでつけ足しますと、ボランティア団体という枠ではなくて、委託団体という形になります。

○高橋（龍）委員

それでは、その委託団体が担っている業務、今、一部御説明をいただきましたけれども、その収容されている犬の管理以外に、どのようなものがあるのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

委託団体は収容されている犬の管理以外にどのような業務という御質問ですが、譲渡や、火葬の際の市民対応ということでペットの火葬業務、その他の保健所の動物関連のイベントの協力等を行っております。

○高橋（龍）委員

それで、見たところ、犬管理所での活動は、主に月、水、金だというふうに書いてあるものを目にしたのですが、そのほかの日は、収容犬のお世話とかというのは、どのようになっているのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

犬が収容されている間は、常時対応ということで毎日いる形になりまして、10時から16時を基本としまして、この団体の人間が管理するという形になっております。

○高橋（龍）委員

それでは、運営費に関してお伺いするのですが、先ほど団体に委託をしているということでしたが、これは、団体に対して年間幾ら払いますという形なのか、もしくは保健所の予算の中で、その都度経費を精算するような形なのか、どういった流れになるのかを御説明ください。

○（保健所）生活衛生課長

保健所の予算の中で委託費ということで予算計上しておりまして、合計で年間282万4,800円、月額で23万5,400円、約24万円を毎月支払うような形でやっております。

○高橋（龍）委員

先ほどの質問に若干かかるのですが、犬が収容されている場合は毎日来てくださっていると。逆に、いない場合は月、水、金曜日になるのかなと。あと、祝日というのも書いていたと思いますけれども、その出た日数だったり、収容された犬の数によって金額、出ていくお金は変わると思うのですが、その委託をする金額は一緒ということでよろしいでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

委託料は年間変わりません。月、水、金曜日の業務につきましては、ペットの火葬業務ということで、そういう形で業務は行っておりますので、それ以外、犬が収容されていないときは、該当団体の業者はいないというような形にはなります。

○高橋（龍）委員

私も、以前、視察として犬管理所にお伺いしてから少し時間がたつので、現在の状況というのがどうなっているのか詳細にはわからない部分もあるのですが、その当時、毛布などの物品の不足、先ほども申しあげましたが、そういったものが見られたりですか、ボランティアの皆さんというか、ボランティアの方が費用の持ち出し

もあるというように聞いていました。

委託団体ということで、厳密に言うとはボランティアではないのかもしれませんが、実際、自分の持ち出しがあるというふうに聞いていましたけれども、現在、不足する物資であるとか望まれる設備というのは、どのようになっていますか。

○（保健所）生活衛生課長

不足物資と望まれる設備ということですが、現状につきましては、委託費の中で毛布とかドックフードとか、そういったほかの常備薬等は賄われているということで把握しております。

望まれる設備ということですが、昭和28年建築というところで、犬管理所、当時は、野犬抑留所というような意味合いの施設なものですから、やはり暖房設備というところが不十分というふうに認識しております。現状、電気ストーブで対応しておりますけれども、やはり真冬においては十分ではないため、暖房設備が必要とは考えております。

○高橋（龍）委員

今、私自身もさまざまな形でボランティア活動をさせていただいているのですが、どの団体も活動資金の捻出と高齢化によるマンパワー不足というのが大きな課題です。

それで、今、委託費の中で物資等は賄われているというお答えではありましたが、実際、どういった形で持ち出しをされているか私も詳細には把握できてはいないので、事実の部分と少し見当違いになる質問かもしれませんが、実際、その犬管理所にマンパワー不足、資金不足というのを当てはめて考えると、お手伝い、仕事をしていただいた上に、金銭的負担が個人的にのしかかるというのは、活動を制限されることにもつながりますし、望ましくないものだと考えています。

現実問題として、実際、その活動に際して人手不足であるとか資金不足ということについては、その団体に対しての聞き取りなどはされているのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

人手不足に関しましては、人員募集というようなポスターとかを張っているという話は聞いておりますけれども、直接的には、私は耳にしておりません。

ただ、現状で年間の犬の保護ですが、数頭ということをお考えますと、人手不足の認識というのは現状ではございません。

あとは、今後、将来的にそういった部分で高齢化してきて、人手が不足するということは考えられるとは思いますが。

○高橋（龍）委員

この場に今、契約管財課がないですから、明確なお答えはいただけないとは思いますが、例えば、ガバメントクラウドファンディングによって寄附を募るということもできるのではないかと考えます。保健所として、犬管理所の整備や運営経費のために、ふるさと納税も絡めて、市外から寄附を集める方法について検討したことはあるのでしょうか。

もしあれば、その内容と検討結果をお示しいただけますか。なければ、検討の余地があるものなのかどうか考えを示してください。

○（保健所）生活衛生課長

犬管理所の整備や運営経費のためにふるさと納税も絡めてということで、検討されているかという話ですが、ふるさと納税に関しましては、企画政策室等市の関連した部署で相談している現状ですが、具体的にはまだ何も決まっております。

それで、今後は他都市の情報も収集しながら、どのようにやっていけるか考えていきたいと思っております。

### ○高橋（龍）委員

先ほどの御答弁の中で、年間数頭の収容であるので、人手は足りているということをお示しいただきましたけれども、金銭的にその282万円というのが多いのか、少ないのか、妥当なのか、私はなかなか今判断はつきかねる部分ではあるのですが、やはり殺処分ゼロに向けての取り組みと考えると、ある程度お金はかかってしまうのかというふうにも考えています。

例えば、その保健所内で予算立てが難しいという場合に、庁内のほかの部署でまちづくり協働事業など助成金の対象事業もあると思いますので、そういった活用を促すとか、もっと言うと、その庁内で捻出が難しければ、クラウドファンディングのように外から集めるという方法もあるのかと、必要な観点なのかなと感じています。

それで、他都市の事例もというお話でしたので一つ御紹介をさせていただきますと、ふるさと納税サイトの大手、ふるさとチョイス、先ほど私も見ていたのですけれども、広島県神石高原町というまちがありまして、そこでは、現時点で殺処分ゼロに向けての5,000万円以上の寄附を集めています。

本市としてもぜひ、まだ具体には話は煮詰まっていないということでしたので、保健所からも提案する形等も含めて、少しでも活動の輪が広がっていくように、新たな視点も取り入れていただきたいというふうにお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

### ○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

---

### ○松田委員

#### ◎小樽市自殺対策計画について

最初に、小樽市自殺対策計画についてお聞きいたします。

題名だけ見るとすごく重たい気がしますが、このことは、本年第2回定例会の当委員会でも質問をさせていただきましたが、素案ができたということなので、何点が質問させていただきます。

最初に、計画年度は平成31年度から新元号4年度の4年間となっていますが、今後の策定スケジュールについてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（保健所）健康増進課長

計画の策定スケジュールでございますが、本日、当委員会で計画の素案を説明させていただいた後、1月にパブリックコメントをとりまして、2月に第3回の協議会で原案を説明したいと思います。3月の第1回定例会で計画の策定を報告いたしまして、年度内に計画の公表をしたいというふうに考えております。

### ○松田委員

この計画の推進体制は、関係機関や民間団体等で構成する小樽市自殺対策協議会と、それから庁内関係者からなる小樽市自殺対策推進会議を設置するというふうになっていますが、庁内関係者からなる推進会議については、開催しようとするればすぐ開催できると思うのですが、協議会について今後、定期的に行うのか、随時開催するのか、会議の方向性は決まっているのでしょうか。

#### ○（保健所）健康増進課長

計画策定後ですが、この協議会につきましては、年1回、計画の進捗管理を目的に開催することとしております。

### ○松田委員

それと、数値目標ですが、計画の数値目標を見ますと、国は30%以上減少させるというふうに目標を立てていますが、これは単純に先進諸国と比較すると日本は30%以上多いので、先進諸国の水準にするためという意味で30%減少するのかと、これはどういった意味でしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

この目標値は、30%以上減少させるということで、WHOが先進国の自殺死亡率を出しておりまして、それによりますと、先進国は大体死亡率13.0ぐらいが多いということがありまして、平成27年で日本の自殺死亡率が18.5ということで、これを13以下に下げるとなると30%ぐらい下げる必要があるということで、この30%という数字を使っています。

○松田委員

また、小樽市の目標も、国は先ほど見ましたとおり、新元号8年で30%減少させると言っているのですが、当初は、健康増進計画「第2次健康おたる21」に合わせて新元号4年までの4年間なので、ちょうど半分なので、目標も国の30%から半分の15%にすると、そういう捉えでいいのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

国が平成27年からの10年間で30%を減少させるということの目標を立てておりますので、小樽市の計画においては、31年から34年、大まかに言いますとその半分ぐらいとなりますので、現状値から15%減少させるということで目標値を設定しております。

○松田委員

素朴というか単純な疑問ですが、人間はあくまでも1人という単位なので、端数をつけないですっきり15とかの数値目標にならないのでしょうか。確かに年度によって大きく増減があるとはいえ、数値目標が上がるのは納得できないと思います。

それで、自殺死亡率が平成28年には11.4になっているのに、新元号4年には目標値が、小樽は15.3と上がっているということに少し腑に落ちないような思いがするのですが、その点はいかがでしょう。

○（保健所）健康増進課長

実は、この数値目標を設定するに当たり、非常に私どもも悩みました。平成28年に自殺死亡率が11.4だったということで、全国、全道より大幅に低い値だったのです。ただ、実人数が十数人ということで、1人2人ふえたり減ったりしただけでこの数字がぼんと変わるということもありまして、悩んだのですが、28年の11.4を基準とするのではなくて、25年から27年の数字を、3年間の平均値をとって目標値ということで考えております。

また、目標値が1人とかという人数の単位ではなくて、小数点がつくというあたりですけれども、こちらについては、人口10万対という死亡率を使っておりますので、これを使う理由と申しますとあれですけれども、小樽市で10人出た場合と、札幌市で10人出た場合の出る割合が違うもので、この死亡率というものを、北海道も使っておりますし、ほかの都市もこの率を目標値に設定しているということで、当市においても死亡率を使用しております。

○松田委員

今、説明がありましたけれども、先ほど言ったように率直な私の疑問ですが、そうだったら、そんな単純計算でいいのかなというふうに思ってしまったのですが、この数値目標については、先ほどいろいろな議論があって設定したと言いますが、数値目標設定の議論経過について、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

議論経過ですが、庁内の関係課長で構成します会議でも、こちらについてはさまざまな意見がありました。どの時点を基準値にするのかという議論もありました。その後に、外部の団体からなります協議会においても、何とかその現状値をあらわせる数値はないかということ、議論をいろいろ重ねた上で、今回、この3年間の自殺死亡率の平均値を現状値にして目標値を設定するというように決めております。

○松田委員

それで、小樽の自殺者数は減少傾向にあり、また全国・全道に比べて低いというのは大変喜ばしいことであり、この対策に向けて努力されてきたたまものと敬意を表しますが、それでも年間10名以上の方が自殺、自分で命を

絶っているということは非常に悲しいものです。

ここで大事なことは、目に見えた数字よりも自殺を考えたことがある方、未遂で終わったケースなど、単に目に見えない数字が大変重要になってくるのだと思います。それだけに、自殺してしまった方の無念さを思うと胸が痛くなります。

そこで、自殺対策の基盤強化について伺います。

自殺対策の基盤強化の中に、自殺対策を考える人材の育成としてゲートキーパー養成講座というのがあります。この内容について伺います。

目的は、さまざまな悩みを抱えている人に早期に気づいていただくための人材となっていますが、受講対象は一般市民なのか、それとも一定程度制約はあるのかどうか、受講日数はどのようになっているのか、講師は外部講師なのか、自前でやるのか、今わかっている範囲のことについてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（保健所）健康増進課長

ゲートキーパー養成講座についてですけれども、受講対象ですが、一般市民の方でも構わないとなっております。ただ、うちでこれからやることを想定している内容につきましては、まずは相談業務に携わっているような方から、順次、養成講座をやっていききたいというふうに考えております。

また、受講日数ですけれども、標準的には2日間1コースとなっております。

講師ですが、この養成講座ですが、自殺の基礎知識をお伝えするというのもあるのですけれども、具体的にもっと、傾聴の仕方であるとか他機関にどういうふうにつないでいくかという、実践的な内容を含んでいるということで、ロールプレイなどもやるような内容となっておりますので、今のところ外部の専門の講師をお呼びして養成講座をやるような想定でおります。

#### ○松田委員

自殺の基礎知識だと、今、言葉にびっくりしてしまったのですけれども、あと、同じく人材養成事業として、市内の相談業務担当者向けに研修を行い、自殺に関する相談技術の向上を図るといふふうにあります。この事業の対象というのは、企業の人事関係業務担当を想定しているのか、また、そうだったとしたら、自殺者の性、年代別に見ると、30代から50代の働きざかりの男性において、小樽は全国に比べて多いことに起因しているからでしょうか。この対象だとか、また担当は、先ほど言ったように保健所健康増進課があたるのか、講師は保健所になるのか、外部講師に依頼するのか、これについても研修内容についてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（保健所）健康増進課長

こちらの研修会ですが、市内の相談実務者を対象に相談支援技術の向上を図ることを目的にして実際に行っております。企業の人事の関係者とかを実は今まで呼んだ経過がありません。

ただ、対象は高齢者の施設の相談員であるとか、障害者の施設の相談員であるとか、病院のケースワーカーであるとかそういった方、民生・児童委員の方とか、あと市役所の職員も立派な相談窓口になっておりますので、市の職員を呼んで研修会を年1回やっております。

直近の研修の内容でお伝えしますと、平成30年は8月3日に傾聴の姿勢を身につけるための研修ということで、「いのちの電話と関わって」という内容で、北星学園大学社会福祉部の教授をお呼びして研修会を実施しております。

#### ○松田委員

あと、その間に、今、自殺対策についての取り組みや相談機関の周知を図る機会として、町会長や役員を対象にコミュニティリーダー研修を開催するというふうにも計画に載っていましたが、この研修内容についてお聞かせ願いたいと思います。

### ○（生活環境）小山主幹

コミュニティリーダー研修は、生活環境部の所管になりますので、私からお答えさせていただきます。

委員がおっしゃるとおり、町会の役員の高齢化、なり手不足とか、町会の加入率の低下など、町会を取り巻く問題というのは本当にさまざまありますので、その問題の解決に少しでも役立てていただけるように、生活環境部では、151町会の町会長や役員を対象に、年1回このコミュニティリーダー研修というのを開催しております。

それで、過去3年間の実績を御紹介したいのですが、27年度につきましては、「地域の絆と支え合い、住民主体のまちづくり」というテーマで、また28年度では、「住民主体の地域づくり、地域の絆と支え合い」ということで、いずれも道内の大学の教員をお呼びして講演しております。

それで、29年度におきましては「地域で高齢者を支えるためにできること」ということで、医療保険部の介護保険課と社会福祉協議会の協力をいただきまして、地域包括システムとその他の関係の内容で説明会を行っております。

なお、この研修の内容についてですけれども、総連合町会からの要望とか意見なども受けまして決定しているのですが、今回のこの自殺対策としての取り組みとか、相談機関の周知を図る機会として、今後、保健所からもこの研修のメニューに入れていただきたいという話がありましたら、こちらとしては検討することも可能ですし、また、町会長を対象とした会議もありますので、そちらでも対応できるのかなというふうに思っております。いずれにしても、生活環境部としては協力していきたいというふうに考えております。

### ○松田委員

自殺の悲惨さは、本人の苦しみもさることながら、周りにいて気づいてあげられなかったという、後に残された家族の方の苦しみがあります。中には、悲しいことですが、後追い自殺などという悲劇もあります。協議会の委員の中に、自死遺族の思いを語る集いの会の方がいらっしゃいましたが、自殺防止の啓発、そして、御家族を亡くした方の心のケアにもつながっていくと思いますので、その方に啓発活動に御尽力いただくということは可能なのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

### ○（保健所）健康増進課長

その方が遺族の立場から実際に啓発活動を行うということは少し難しいかというふうに今の時点では思っておりますが、ただ、協議会の中でこの方から、委員がおっしゃるとおり、残された家族の心にも寄り添ってほしいというような御意見がありました。その意見を受けまして、やはり残された家族の方は心に深い悩みを抱えているということがわかりましたので、そういう方たちが、相談窓口、保健所のこころの健康相談なども利用できるように、そういった普及啓発、こちらから積極的にお知らせをしていくということもやっていこうというふうに考えております。

### ○松田委員

小樽市総合計画は10年計画になっており、中間で見直すことも考えているようですけれども、この自殺対策計画も中間での見直しや検討は考えているのでしょうか。というのは、評価指数の目標値は、終了時の新元号4年となっておりますが、単に減少としか記載されていません。計画自体が4年という短いものの、終了時の評価でいいのか疑問に思いますが、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

### ○（保健所）健康増進課長

本計画は4年後も、その後も続いていくことを想定しております。新元号4年の時点で、健康増進計画と一体的に行うことを想定しておりますが、といいますのは、実は、自殺をされている方の全部の理由ではないのですが、病気とか健康問題を苦に自殺されたという方がいらっしゃいますので、うちの健康づくりの計画とやはり一体的にやっけないとここのあたりは下がらないのではないだろうかということで、一体的に進めることを考えております。

ですので、一旦、健康増進計画の評価年であります新元号 4 年の時点で計画評価しまして、その後、また計画を見直して、その後もやっていきたいというふうに思っております。

**○松田委員**

20歳以上の自殺者が 6 割以上で、その自殺者のうち 6 割以上が無職となっているという報告もありました。それに関連して、仕事や生活などの相談窓口になっている小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」について伺います。

平成29年度の相談件数221件に対して、延べ相談件数は3,137回となっています。平均すると 1 人当たり 14.1 回となっていますが、これについては複合的な問題を抱え、支援期間が長期化しているというふうに分析されていますが、まず、この新規相談件数の年代別、そして男女別の件数をお聞かせ願いたいと思います。また、最高相談回数が多かったのは何回なのか、また、解決まで日数をどのくらい要しているのかお聞かせ願いたいと同時に、同じく 30 年度についてもわかる範囲で、同様の内容でお聞かせ願いたいと思います。

**○（福祉）生活サポートセンター所長**

新規相談件数の年齢別・男女別件数でございますけれども、平成29年度の新規受け付け件数の年代別内訳につきましては、10代 4 件、20代26件、30代26件、40代48件、50代45件、60代33件、70代以上が36件で、不明が 3 件となっています。男女別では、男性が131件、女性90件となっています。

同じく30年度、今年度11月末までの数字、実績でございますが、新規受け付け件数は181件あります。年代別でいきますと、10代 1 件、20代16件、30代19件、40代31件、50代43件、60代28件、70代以上が39件、不明 4 件です。男女別でいきますと、男性が95件、女性が86件となっています。

それとあわせまして、1 人の相談者につきまして複数回の対応をしたもので、数が多いものということです。来所による面談ですとか訪問、電話などの対応がございますけれども、対応件数が多かったものとしては、29 年度中で延べ112回対応しています。これは 1 人です。今年度、30年度11月末までで 1 人について、延べ54回対応しているというケースがございます。

それと終結、解決までに日数を要した期間ということでいきますと、さまざまな状況があつて正確には把握していないのですが、29年度で112回対応した方については、2 年以上の期間がかかっていますし、30年度で申し上げました54回対応している方については、現在も対応していますが、この方も 1 年以上引き続き支援を継続しているということになっております。

**○松田委員**

相談者ですが、当事者からの相談が多いのは当然だと思いますが、家族や周りから、いわゆる当事者以外からの相談というのは、どのくらいありますでしょうか。

**○（福祉）生活サポートセンター所長**

本人以外からの相談につきましては、経路としましては、家族、知人ですとか、あと市内部の関係部局、市役所以外の関係機関というふうに分類をしていますけれども、221件のうち132件が本人以外からの相談ということになります。

**○松田委員**

先ほど、最高どのくらいというふうに言いましたが、相談終了までに平均どのくらいの期間を要していますでしょうか。

**○（福祉）生活サポートセンター所長**

個別の相談ごとに支援期間を集計しておりませんので、平均期間については把握しておりません。相談者の中には、たるさぼの開設以来、相談支援を継続している方もいらっしゃいますし、そうすると 3 年以上期間を要しているという方もいらっしゃいます。

また、1 回の相談で、情報提供のみであったり他の機関につなぐなどによりまして、1 回で終わっているケ

ースもあつたりしまして、個別のケースにより期間はまちまちの状況になっています。

○松田委員

相談内容ですが、221件に対して472件というふうになっています。ということは、相談内容が重複している方もいるということですが、相談者の年代、そして男女で相談内容に偏りなどがあるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

先ほど新規相談件数をお知らせいたしましたけれども、幅広い年代からの相談、また男女別で行きますと、男性のほうが若干多いという状況になりますが、相談内容については、年代、男女による偏りはないというふうに感じています。収入、生活費に関することですか、就労に関する相談が全体の5割を占めています。

そのほか、病気や障害に関することですか、負債、貸し付けに関するものが多くなっておりますけれども、特に、偏りがあるという感じは持っておりません。

○松田委員

あと、8050とか7040という、今、これが問題になっていますが、これに関連しての相談は、たるさぼとして相談を受けたことはありますか。この場合、相談はどなたからなのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

今ございましたのは、7040問題、8050問題ということですが、70代、80代となった高齢の親と働いていないなどにより収入の少ない子供で生活されている家庭の問題ということになるかと思えます。たるさぼでは、実際にそうした家庭の相談を受けております。

相談のきっかけといたしましては、親が直接来るというよりも、親の介護サービスでかかわりのある地域包括支援センターですかケアマネジャーなどからの相談が多い印象があります。

また、この家庭の子供自身から、働いてはいるのだけれども収入が少なく、親の年金と合わせても生活が苦しいため転職したい、こういった相談も実際にはございます。

○松田委員

なぜこれを聞いたかという、実は私の知っている方が、やはり親と暮らして、今、親と一緒に暮らしているから何とか生活できるのだけれども、将来のことを考えると死にたくなってしまうのだという、そういう相談があったものですかからお聞きいたしました。

たるさぼの相談の中から、他機関への相談を引き継いだ方はどのくらいいますでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

相談者の中から他機関に引き継いだ件数ということで、平成29年度中に相談支援を終結した件数が208件あります。このうち、他機関に引き継ぎ、たるさぼでの支援を終結したものは21件ございました。

○松田委員

たるさぼでは、生活保護を受給している方は受けられないことになっていますが、この相談により、生活保護につながった方はいらっしゃいますでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

先ほどと同じように、平成29年度中に相談を終結した208件のうち、生活保護受給により、たるさぼの支援が終結したものは54件となっております。

○松田委員

これに関連してお聞きしますが、冬になると北海道では灯油代がかかります。夏季の期間は何とかやりくりして過ごせるけれども、灯油がかかる冬だけどうしても不足する場合、生活保護を受けることは可能だと聞いていますが、冬期間だけ生活保護を受給している方はいるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

今、生活保護では、冬季加算は10月から4月まで7カ月間、単身ですと1万2,540円、月に冬季加算がつくのですが、平成28年で単身の方のみですが3世帯、29年度も単身のみで3世帯で、30年度は今のところ2世帯となっております。

○松田委員

では、たるさぼの中で、その相談者の中から、残念ながら相談を受けている方で自殺をしてしまったという方はいましたでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

確認しましたところ、たるさぼを開設以来、相談継続中に自殺に至ってしまった方が、残念ながら1人いらっしゃいました。

○松田委員

保健所にお伺いしますが、みずから死を選んだ方で最高年齢の方は何歳だったのでしょうか。また、その方は単身だったのか、家族がいらっしゃったのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

自殺された方の最高年齢ということで調べてみました。警察庁統計というのがございまして、そこに平成30年1月から10月末までの小樽市の自殺の、暫定ですけれども数字が出ておまして、それをことしの1月から10月で見ますと、最高年齢が70代、それ以下の何歳まではないのですが、70代男性となっております。

あと、同居の有無もわかりまして、同居者ありということになっております。

○松田委員

70代ということですが、70代まで生きてきて、最後に自分の寿命を全うしないでみずから死を選んだということを考えると、本当に悲しくなりますが、とにかく基本方針には、自殺対策は生きることの疎外要因を減らす取り組みに加えて、生きることの促進要因をふやす取り組みだというふうに計画に載っておりました。

まさしくそのとおりだなということで、いろいろな状況はありますけれども、生きていく上でのいろいろなサポートをしたりだとか、いろいろな事業をしたり、居場所を見つけたりだとかそういうふうに、こんな計画がないほうが本当はいいのですが、とにかく「生きるを支え合うまち小樽」を目指して、今後いろいろなことでしっかり計画に取り組んでいただきたいと思います。

◎新小樽市立病院改革プラン評価報告書について

次に、新小樽市立病院改革プランの評価報告書について、1点だけ伺わせていただきます。

今後実現すべき課題として、地域医療支援病院として実現可能な目標設定として、紹介率や逆紹介率を現時点での30%から40%へ、段階的に60%を目指すというふうに課題として載っていました。ここで紹介というのは、どこの地域からの紹介なのか。市内なのか、それとも市外、要するに後志管内なのか、また逆紹介も市内の病院なのか、そういった中身についてもお聞かせ願うとともに、主な診療科についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（病院局）地域医療連携室主幹

ただいま紹介率、逆紹介率の患者が、どこの地域からいらっしゃるのかという部分について、御質問をいただきました。

紹介患者、逆紹介患者につきましては、どこの地域ということではなくて、紹介患者につきましては、小樽市立病院以外の医療機関から紹介状を持って当院を受診された方。逆紹介というのは、その逆で、当院での治療を終えられて、地域の病院に逆の立場で紹介していく患者のことを言います。

地区別の割合についてですが、紹介患者につきましては、平成29年度の実績でいきますと、小樽市内の医療機関から紹介されて来る紹介患者につきましては約74%、後志地区からの紹介患者が約17%、札幌を含む地区からの紹

介患者が約 9%でした。

次に、逆紹介の患者につきましては、小樽市内への医療機関への逆紹介が約 64%、後志地区への逆紹介が約 16%、その他の地区への逆紹介が約 20% でした。

あと、紹介患者、逆紹介患者の多い診療科につきましては、数の多い三つの診療科で答えさせていただきたいと思っております。

まず、紹介患者につきましては、一番多い診療科は放射線診断科、2 番目が脳神経外科、3 番目が消化器内科でした。逆紹介につきましては、一番多い診療科が脳神経外科、2 番目が消化器内科、3 番目が循環器内科でした。

#### ○松田委員

先日、小樽一余市間の高速道路ができたということで、後志管内の方が大変喜んでおります。やはり時間も短縮できましたし、それから小樽市立病院に、先ほど放射線診断科だとか、いろいろな科が述べられていましたけれども、やはり地域の新しい小樽市立病院というのは、本当にそういう意味では圏域として、後志管内の方も大変喜んでおりますので、今後しっかりやっていただきたいと思います。

また、今後、小樽市で、先ほど評価が載っていましたが、市立病院の事業の健全化を目指し、評価が B 以上になるように、今後も努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

中村岩雄委員に移します。

---

#### ○中村（岩雄）委員

##### ◎ヘルプマークについて

それでは、ヘルプマークについてお尋ねしたいと思います。

昨年の 11 月 1 日からヘルプマークの配布が始まったと思うのですが、今定例会でも酒井隆行議員が取り上げておりましたので、重複したら申しわけないと思っておりますけれども、何点か質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

先日の答弁の中で、現在まで、1 年 1 カ月と少し経過したわけですが、実際に配布された数、これは何個、もう一回確認ですけれども、それは、例えば 11 月末までの数字なのかという、こころ辺をお答えください。

#### ○（福祉）障害福祉課長

昨年 11 月からことし 11 月末までで、405 個配布しております。

#### ○中村（岩雄）委員

そうしたら、1 年 1 カ月で 405 個ということですね。

これは配布対象者、例えば、義足だとか人工関節を使用している方、身体障害、それから精神障害、知的障害、発達障害、内部障害のある方、難病の方、妊娠初期の方が、外見からわかりにくい、援助や配慮を必要としている方が対象ということですが、当初、スタートするまで、その配布対象者の数を大体どれくらいと想定していたのですか。それをもう一度確認です。

#### ○（福祉）障害福祉課長

このヘルプマークは、当初は、今、委員がおっしゃったように、例えば、定義でいいますと、義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、難病の方、発達障害の方、妊娠初期の方などであって、外見からは、援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方というのが定義になっております。

ですが、例えば、身体障害の方でも、見ればわかる方はいらっしゃるのですけれども、そういう方がヘルプ

マークを欲しいというふうには話が来たときに、いや、わかるからあげないよという話にやはりなりませんので、幅広く配布しているのです。そういったことから言いますと、対象者数というのを絞れないということで、当初の人数というのは見込めていなかったというのが実態でございます。

○中村（岩雄）委員

405個ということですが、スタートしてから毎月コンスタントにずっと来たのか、それとも、どこかで頭打ちになって405個ぐらいでストップしたような状態なのか、その辺の推移をお示しいただきたいのですけれども。

○（福祉）障害福祉課長

最初に始まったときは、やはり希望する方は多かったのと、あとはこちらから、例えば報道機関とかにもお渡ししたりとかというのもありましたので、最初は、やはり出た数は多かったです。

ただ、今も毎月10個から20個の配布をしておりますので、比較的コンスタントに配布しているというふうには言えるかと思えます。

○中村（岩雄）委員

この後の、例えば周知活動の方法だとか、いろいろまだ継続してやっていかなければいけないのだろうと思うのですけれども、そのやり方次第によっては、まだまだ配布を希望して来る方がいらっしゃる可能性はあるというふうに見ていいわけですね。

それで、これまでのその周知活動、対象者と、それからもう一つ大事なものは、健常者に対する周知方法といえますか、これもまたバランスが崩れているとおかしいと、やはりせっかく配布対象者がそれを持っていても、何か表に出しにくいだとか、あるいはせっかくそれを表に出していても、それを見た方が何のことかさっぱりわからないということでは意味がないわけですね。

ですから、健常者に対する周知活動の方法も非常に重要だと思うのですが、それらを含めて、これまで所管でどのような周知のための活動をされてきたのか、その辺をもう少し詳しくお知らせいただければありがたいです。

○（福祉）障害福祉課長

これまでは、先日、酒井隆行議員の質問にもお答えしたのですけれども、ポスター、チラシによる配布とか、あとはホームページ、あるいは新聞などへの掲載とかをやってきました。

あと、そのポスター、チラシ等の配布についても、やはり最初は障害のある方、実際にヘルプマークを渡す方をメインに周知してきた形になっていたのかなというふうには思います。

ただ、今、委員がおっしゃったように、せっかくそれを持っていても周りの方がわからないと意味がないということでは、障害のない方に対する周知というのが課題になってきているのかということ、そういったことも含めた取り組みに少しずつスライドをしていかななくてはならないのかというふうには考えています。

あと、これまでの取り組みということで、先日お答えしたほかに細かいところまで言いますと、例えば、ことしの4月であれば、道新の朝里川プレスという、朝里、新光、朝里川温泉、望洋台、桜の瓦版みたいなものがあるのですけれども、そちらにヘルプマークについて掲載していただいています。

あと、今月12月6日、7日に障害者週間ということで、長崎屋でほほえみフェスタという、市民に障害者の理解を、認識を深めてもらうというイベントがありまして、その会場にもポスターを張ったりとか、そういったことはしているところであります。

○中村（岩雄）委員

障害者のハンドブックに載せたりもしているのですよね。それから、今までのその取り組み以外に、例えば、今、市の出前講座のメニューというのがありますよね、いろいろな部門の。こういったものも要請があれば、例えばヘルプカード単独ということではなくても、例えば何かと抱き合わせで、要請があれば地域、町会に出かけて行って、講師に講演していただくとか、説明していただくなどということは、どうなのでしょう。可能なのでしょうか。

もし、可能であれば、そういうことも含めて、検討していただきたいのですけれども。

○（福祉）障害福祉課長

市としても、ヘルプマーク、ヘルプカードについて、周知というのは大事だと考えていますので、出前講座の要請があれば、喜んでお応えしたいというふうに思います。

○中村（岩雄）委員

もう既に問い合わせが来たりしています。ですので、御相談に行くことになるかと思っておりますけれども、その節はよろしく願いいたします。

それから、これは今、市で出しているチラシですけれども、ポスターは北海道からもらったものを掲げているわけですね。昨年度、今年度等、何か所ずつかやっているとありますが、チラシについて、これは私の希望ですけれども、今モノクロでつくられていますよね。ヘルプマークが、本来だと赤地に白で鮮やかに抜かれている、そういうものですが、モノクロで、これは印刷上のことでコストの問題などもあるのかというふうに思いますが、これをやはり市民が見て、ぱっとわかりやすく、なおかつ鮮やかに印象に残るように、カラーでというわけにはいかないのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

カラーでという要望ですけれども、なかなか実際このヘルプマークとかも市の単費で購入という形になっていまして、チラシも自前でつくっているという関係で、カラーまでつくるとするのは、今の時点では難しいのかなと。

ただ、道からいただいているポスター、これは追加で要望していまして、まだ何枚か来る予定にしています。それと、年度途中にリーフレットもいただいております、これは裏がチラシになっているのですが、これはカラーになります。

こういったものを、まだ残っていますので、今後は障害のない方にも周知ということで、まして、ヘルプマークというのは小樽市だけでなく全国でやっているということを考えると、これまでは市の関係機関にしか、そういうところにしか張っていなかったのですけれども、その効果はどうなのかと考えたときに微妙なかなと。手続のある方しか市役所に来ないですし、終わったらすぐ帰ってしまうのなら、見る機会はないだろうということで、市民の目につくようなところに、残されたカラーのものを、例えば病院の待合室とか、一定時間をお客様が過ごされるようなところ、あるいは観光地、小樽市外の人、日本人以外の方が見ても必要なこととなりますので、そういったことでは場所を選ばずということで、より多くの人の目に触れるところに、残ったものを有効活用したいなというふうに考えています。

それ以外については、申しわけないですけれども、白黒のチラシで我慢していただくことになるのかというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

工夫を凝らしていただきかったということもあるのですが、例えば、今は、本当にヘルプマークのポスターなどでも、そのものずばりですね。それで、工夫を凝らしていただきたいと思ったのは、東京都の担当者とやりとりして、いろいろな意見などもいただいた上でのことなのですが、ヘルプマークというのはサイズがきちんと、比率が縦横決まっています、色もどういう色を使うかというのはきちんと決まっていると思うのですが、その最低限のルールさえ守っていただければ、使い方は比較的自由にやっていただいて結構ですよということなのです。それで、例えばこのヘルプマークの周知活動の中で、市民になじまれる、愛されるマークというか、世代も子供から高齢者まで幅広いわけですが、対象者にも健常者にもですね。そういった意味で、例えば工夫を凝らして、今12月、クリスマスが来ます。それで、クリスマスのサンタクロースとそのヘルプマークをつけたイメージ戦略というか、これは私、昨年12月に都の担当者とずっと話をし、こういうものは可能でしょうかということで、それ

ならオーケーですよということでした。いただいたものが参考になればと思うので、これなのです。サンタクロースにマークがついていますよと……

**○委員長**

中村岩雄委員、その資料は勝手に見せないでほしいのですけれども。

**○中村（岩雄）委員**

そうですね。見ていただければと思いました。

それで、それにヘルプマークという名前さえきちんとわかるように文字をつけていただければ、非常に、その辺は自由にやっていただいてもいいですよということでした。

それで、早速12月のクリスマスにブログにアップして、フェイスブックで流したりということをしたのですけれども、そういうことで、最低限のルールさえ守れば東京都もオーケーだということですので、その辺、市民になじまれる、愛される、親しまれるヘルプマーク活動といえますか、そういうものを目指していただければ、一工夫凝らしていただければいいなと思うのですが、何かお考えがありましたらお聞かせいただきたい。

**○（福祉）障害福祉課長**

確かに、ヘルプマークは赤と白ですので、クリスマスに合うのかなと思いますが、ヘルプマーク、ヘルプカードだけを単独ではなくて、ほかのイベントと抱き合わせとするとか、そういった子供の何かのイベントのときにチラシを持っていくとか、工夫できるものがあったら考えていきたいなというふうには思っております。

**○中村（岩雄）委員**

急がないで、地道な活動がやはり必要かと思っておりますので、その辺をいろいろ工夫を凝らしていただいて、市民に親しまれるヘルプマーク、ヘルプカードにしていただきたいと思っております。

**○第 2 期小樽市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査について**

質問を変えます。包括的な子育て支援策についてですが、今、アンケートを実施したということですが、これは11月中に回収して、12月にその結果を発表できるというふうに聞いていたのですが、現時点でどうなのでしょう。お知らせいただけると。

**○（福祉）こども育成課長**

ただいま委員がおっしゃったのは、平成32年度からの第 2 期小樽市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査のことかと思っております。

そのニーズ調査につきましては、本年11月 1 日から11月20日までの期間で行いまして、最終的な回答の取りまとめも11月いっぱいかかりまして、その後、委託業者に集計を依頼しておりまして、現在、全て回答用紙はその委託業者のもとに行き、今、一生懸命、委託業者のもとで集計作業を進めているところでして、なかなかその数字的な部分も、今週、来週中には少し厳しいのかというふうな話も聞いておりますけれども、ある程度、報告できるような数字が見えてきましたら、皆様にもお伝えしようかなというふうに考えております。

**○中村（岩雄）委員**

5 年計画の最終年度が来年度ですね。そのアンケートの分析なども経て、次の 2 期目の計画を策定されると思うのですが、高橋龍委員からいい質問が出ていたと思うのですが、まず、子育て世代包括支援センターなども目標に置きながら、これは小樽市の人口減に歯どめをかける有効策として最初に出てくる子育て世代に対する支援をいかにするかということなものですから、しっかり頑張って取り組んでいただきたい。来年 3 月の第 1 回定例会でまた触れたいと思っておりますけれども、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

**○委員長**

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 35 分

再開 午後 4 時 59 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

**○高野委員**

日本共産党を代表して、請願第 2 号、陳情第 6 号、陳情第 8 号及び陳情第 9 号、全ての採択を主張し、討論いたします。

最初に請願第 2 号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてです。

昨日、共産党議員控室に、江別市在住で親が小樽市内に住んでいるという方からお電話がありました。親が買い物に行くにも困難になっているため、よく小樽に来て買い物をし、親に食事代などを届けるそうです。つい先日も、その方は近くに買い物ができる場所がなくなったため、バスに乗って小樽駅まで買い物に来たそうですけれども、バスに乗ったときに、70代後半と思われる方の、買い物できるところがなくなってきてバスがなければ買い物ができなくなってきている、本当に大変だという会話を聞いて、もっと高齢者が暮らしやすいようにしてほしいという、そのような要望の電話がございました。

この方のお電話のように、現在、遠方に行かなければ買い物に行けない状況が小樽市内でも広がっています。ふれあいパスを年間数回しか利用したことがないという方も、現在は買い物に行くのにふれあいパスを利用することが多くなったと聞いています。小樽にはふれあいパスがあって本当に助かっているという声も聞いています。

市長は、今後、見直しをするという話もされていましたが、見直しをするにも、ふれあいパスの目的と役割から、利用を制限するものではなく、より利用しやすい制度にすることが、市民にとっても、制度を維持していくためにも必要です。

陳情第 6 号朝里におけるまちづくりセンターの建設方についてです。

地域の格となるコミュニティ施設の必要性を訴え、早期建設を地域住民は長年、望んでいます。建設に向けて進めるべきです。

次に、陳情第 9 号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてですが、先日の決算特別委員会の質疑で、道が平成 31 年度中に社会的養育推進計画の中で道内の母子生活支援施設についても取り組んでいくお話がありました。しかし、本市としても、この老朽化が著しい状況があるので、一刻も早く取り組むようにしていただきたいと思えます。

そのほかの陳情もこれまでどおり採択を主張し、各委員の賛同をお願いして、討論といたします。

**○委員長**

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 6 号及び陳情第 9 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第 2 号及び陳情第 8 号について、一括採決いたします。

請願及び陳情はいずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

陳情第12号及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。